

平成29年 6 月宮崎県定例県議会
商工建設常任委員会会議録
平成29年 6 月21日～22日

場 所 第5委員会室

平成29年 6 月 21 日 (水曜日)

午前10時 0 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成29年度宮崎県一般会計補正
予算 (第 1 号)

○議案第 7 号 工事請負契約の変更について

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・ 平成28年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 (別紙 3)

○商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査

○その他報告事項

- ・ 県内経済の概況等について
- ・ 平成28年度における中小企業振興の取組状況について
- ・ みやざき産業振興戦略の実績と今後の取組について
- ・ 県立産業技術専門校高鍋校寄宿舎の耐震診断結果を受けた対応について
- ・ 立地企業の雇用実績について
- ・ 平成28年度県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入実績について
- ・ 新宿みやざき館 K O N N E の飲食店運営事業者の選定結果について
- ・ グローバル戦略の実績と今後の取組について
- ・ 22万トン級クルーズ船受入環境の整備について
- ・ 美しい宮崎づくりに関する取組状況について
- ・ 次期指定管理者の指定について
- ・ 高速道路等の整備状況と課題について

出席委員 (8 人)

委 員 長	渡 辺 創
副 委 員 長	島 田 俊 光
委 員	坂 口 博 美
委 員	星 原 透
委 員	外 山 衛
委 員	黒 木 正 一
委 員	満 行 潤 一
委 員	重 松 幸次郎

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	中 田 哲 朗
商工観光労働部次長	佐 野 詔 藏
企業立地推進局長	黒 木 秀 樹
観光経済交流局長	福 嶋 清 美
商 工 政 策 課 長	小 堀 和 幸
経営金融支援室長	齊 藤 安 彦
企業振興課長	河 野 讓 二
食品・メディカル産業推進室長	柚木崎 千鶴子
雇用労働政策課長	外 山 景 一
企業立地課長	温 水 豊 生
観光推進課長	岩 本 真 一
オールみやざき営業課長	中 嶋 亮
工業技術センター所長	野 間 純 利
食品開発センター所長	水 谷 政 美
県立産業技術専門校長	林 睦 朗

県土整備部

県 土 整 備 部 長	東 憲之介
県 土 整 備 部 次 長 (総 括)	向 畑 公 俊
県 土 整 備 部 次 長 (道路・河川・港湾担当)	瀬戸長 秀 美

県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	上別府	智
高速道対策局長	前内	永敏
部参事兼管理課長	中原	光晴
用地対策課長	河野	和正
技術企画課長	大坪	正和
工事検査課長	巢山	藤明
道路建設課長	上田	秀一
道路保全課長	西田	員敏
河川課長	高橋	秀人
ダム対策監	金丸	悟
砂防課長	米倉	昭充
港湾課長	明利	浩久
空港・ポート セールス対策監	有馬	誠
都市計画課長	中村	安男
建築住宅課長	志賀	孝守
営繕課長	松元	義春
施設保全対策監	楠田	孝蔵
高速道対策局次長	城戸	竹虎

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保	耕史
議事課主査	弓削	知宏

○渡辺委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました議案等について、商工観光労働部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○中田商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、お礼を申し上げたいと存じます。渡辺委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、先般の県内調査におきまして、県北及び県南地域の商工観光労働部関係施設を調査していただきまして、まことにありがとうございます。

それから、既に御存じだと思いますけれど、昨日の雨で国道220号の日南市宮浦で斜面崩壊がございまして、全面通行どめになっているという話でございます。これから夏休みを控えて観光に大きな影響が出るのではないかとということで大変懸念しているところでございます。一日も早い復旧を我々としては願っているところでございます。

それから、休憩中に、渡辺委員長のほうからお話ございましたけれども、委員長の御了解をいただきまして、本日ひなたポロシャツを着用させていただきました。このポロシャツは、既に御案内を申し上げましたけれども、宮崎の企業が企画して、延岡で生産された糸を使用した生地を延岡の会社が縫製した、まさしくオール宮崎の、メイドイン宮崎のポロシャツでございます。今後とも県民の皆様方の御理解、御協力もいただきながら、日本のひなた宮崎県を広く県内外に発信していきたいというふうに考えておりますので、引き続き委員の皆様方の御指

導、御支援をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、座って御説明させていただきます。

お配りしております常任委員会資料をごらんいただきたいと思っておりますけれども、本日は目次でございますとおりに、平成29年6月定例県議会提出議案、平成29年6月定例県議会提出報告書及びその他報告事項について御説明をさせていただきます。

その他報告事項につきましては、ここに掲載しております県内経済の概況等7件のほか、本日机上配付をさせていただきましたけれども、新宿みやざき館KONNEの飲食店運営事業者の選定結果についてを含め、8件御説明をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

今回提出をしております商工観光労働部の関係議案の概要であります。議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)」につきましては、地方創生推進交付金事業の実施に伴う2,000万円の増額補正をお願いするものであります。これによりまして、商工観光労働部の一般会計歳出につきましては、表にございますとおりに、補正前の額421億540万3,000円に、補正額2,000万円を増額いたしまして、合計で421億2,540万3,000円となります。

議案の概要は以上でございます。

議案及び報告事項の詳細につきましては、担当課長から御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 商工観光労働部長の概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 商工政策課でございます。

議案第1号、平成29年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)につきまして御説明いたします。

お手元の冊子、平成29年度6月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、31ページをお開きください。

左から2列目の一般会計の補正額の欄にございますとおりに、2,000万円の増額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の欄のとおり367億526万4,000円となります。

33ページをお開きください。

この増額補正は、(目)商業振興費の(事項)地域経済活性化支援事業費で、説明欄の1、新規事業「プロフェッショナル人材戦略モデル支援事業」でございます。具体的な事業内容につきましては、常任委員会資料のほうで御説明いたします。常任委員会資料の2ページをお開きいただけますでしょうか。

新規事業、プロフェッショナル人材戦略モデル支援事業についてでございます。初めに、資料の下のほうに記載しております図をごらんください。

図の左側部分、現在の取組にございますとおりに、現在、県では県内企業による都市部のプロフェッショナル人材の採用、いわゆるプロ人材の地方還流を促進する取り組みを行っております。

プロフェッショナル人材とは、販路開拓や生産性向上などに豊富な経験を有する人材のことを指しますが、県内企業がこのような人材を活用して、新たな事業課題に取り組むことによりまして、経営改善や経営体質の強化が図られ、引いては、本県経済の活性化につながることを期待されます。県では、県内企業を支援するた

めの拠点といたしまして、平成28年1月に、図の中央にございます人材戦略拠点を設置し、拠点のマネジャーを中心といたしまして、県内企業との訪問面談を行い、求人ニーズを掘り起こしますとともに、都市部プロ人材に対する周知等によりまして、県内企業による都市部プロ人材の採用を支援しているところがございます。

今回の補正予算は、その支援をさらに強力に進めていきますため、図の右側部分の6月補正事業に記載しております5つの新たな取り組みについてお諮りするものでございます。

資料の上のほうに戻っていただきまして、1の事業の目的・背景についてでございます。

県内企業の経営改善、体質強化を図りますため、46道府県に設置されておりますプロフェッショナル人材戦略拠点を活用した全国的なネットワークを形成いたしまして、都市部大企業との連携強化を図りますとともに、県内企業におきます働き方改革の推進による魅力的な職場の創出など、プロ人材の採用を支援するものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は2,000万円で、国の地方創生推進交付金を活用するものでございます。

(3)の事業内容につきましては、全国協議会が主催いたします研修会等への参加、大企業との連携強化、仕事と子育てや介護、地域活動等とのバランスのとれた新たな働き方の推進等をテーマとした経営者向けのセミナー等の開催や、働き方改革推進のモデル事業を実施するものでございます。

事業結果につきましては、外部有識者によります専門的な効果検証を行うこととしております。

3の事業効果でございますが、都市部の人材

が持つニーズと県内企業とのマッチング機能を強化し、専門人材の地方還流がより一層促進されますとともに、働き方改革を通じた職場環境の魅力向上が図られまして、県内企業の成長戦略の促進に資するものと考えております。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○黒木委員 補正予算はモデル支援事業ですが、もう28年からこの拠点運営事業というのが始まっていて2年目ということでしょうか。そして、今回この補正ができて、新たな事業ができたというふうに考えていいわけですか。

○齊藤経営金融支援室長 先ほど御説明しましたとおり、平成28年の1月に拠点を設置しておりまして、1年ちょっとたっているということで、今回、地方創生推進交付金2,000万円が国のほうから参りましたので、新たに2ページの右側にございますけれど、6月補正事業の5つの事業をプラスして行うものでございます。

○黒木委員 地方創生推進交付金が2,000万円ということでございますけれども、推進交付金は50%助成ではないですか。全体の予算が2,000万、その全てが推進交付金ということで考えていいんですか。

○齊藤経営金融支援室長 全額交付金という形になっております。

○黒木委員 この推進交付金は半額助成ということではないですか。

○齊藤経営金融支援室長 全額国費ということでございます。

○小堀商工政策課長 補足いたします。今、黒木委員がおっしゃいましたように、例えば、拠点整備交付金ですとか通常の推進交付金、こちらにつきましては、国2分の1、それから、県

2分の1というような形になっております。

○黒木委員 わかりました。全国的なネットワークを形成するということですが、全国的に一斉にこのモデル事業というのは始まっているわけでしょうか。

○齊藤経営金融支援室長 全国的に始まってます。

○黒木委員 そして、事業結果については、外部有識者により専門的に効果検証を行い報告書を作成するということになっておりますけれども、まだ1年ちょっとということですが、この人材採用の実績があるのか。それと、効果は、地方創生交付金には、何かK P Iとかいう指標をつくって検証すると言われますけれども、こういう事業は、何人採用しようというのが指標になっているのか、そして、今までの実績はどのようなかということをお伺いしたいと思います。

○齊藤経営金融支援室長 また後ほど資料のほうでも出ておりますけれども、平成28年度における中小企業振興の取り組み状況というところで、委員会資料の11ページの(2)のほうにあります。主な実績といたしましては、経営者との訪問面談企業数が161企業、求人件数、これは、人材会社への求人票を出した件数ですが、それは33件、そのうち採用されたのが3件というふうになっております。

先ほどのK P Iの目標値ですが、一応平成31年度までの目標といたしまして、経営者との訪問面談件数が500件、あと求人件数が150件、採用件数が30件というふうに目標を立てているところでございます。

○外山委員 関連ですが、下の図の右側、1から5まであります。このいろんな、人材戦略全国協議会のセミナーに出るのは、皆さん、県職員の方が出て、それをつなぐということ。

それとも、一般の方々もこれに参加することなどですか。

○齊藤経営金融支援室長 このプロフェッショナル人材戦略拠点というところに、もと旭化成関連の会社の社長をされた方がマネジャーとしていらっしやいまして、サブマネジャーということで、中小企業診断士の方を2名、あとスタッフ1名の4名体制でこの戦略拠点を運営しているんです。いろいろ訪問面談する中で、3番目に、働き方改革や観光DMOなどの新たな人材ニーズの発掘などに係るセミナーということで、県外のほうから講師を呼んで、経営者等に集まっていたいただいて、そこでいろいろセミナーなりシンポジウムを開催する事業ということで組み立てをしているところでございます。

○外山委員 結局今おっしゃった4名体制の組織があつて、その活動のための2,000万ということですね、企画するための。

○齊藤経営金融支援室長 1番のほうに、プロフェッショナル人材戦略全国協議会事業とありますが、全国協議会が主催するセミナーとか研修会とかの参加費用とか、そういうのも含めてこの2,000万円でやらせていただこうということで、今回お願いしているところでございます。

○渡辺委員長 よろしいですか。ほかいかがでしょうか。なければ私から1点だけ。先ほどの11ページのところでも、求人33件に対して、成約3件、1割弱、31年度までの目標でも、150の求人に対して30件の成約が大体目標だという話がありましたけれど、これちょっと詳しくわからないんですが、大体これぐらい成約したらいいという目標の設定の仕方としては、どういう考え方で、あと現状として、単純な目標値に比べれば、まだ水準が低いのかなという気がしますが、母数が低いからということもあるかもしれ

ませんし、その辺はどんな考え方なんでしょうか。

○齊藤経営金融支援室長 委員長おっしゃいますとおり、なかなか成約件数が3件ということでは伸びてないような現状でございます。

九州各県の状況をいいますと、福岡県とか佐賀県、長崎県が十何件という形なんですけれども、熊本県は7件なんです、大分県、宮崎県、鹿児島県が3件というような、ちょっと実績が少ない状況でございます。

確かに目標値は高いんですけども、今回、この補正をいただいて、訪問活動もふやして、セミナーとか開催しまして、なるべくその30件の目標値に近づけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○渡辺委員長 ほかございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 繰越明許費についてでございます。当部関連の事業につきまして、平成29年6月定例県議会提出報告書から委員会資料のほうに抜き出しておりますので、そちらを用いて御説明させていただきます。

委員会資料の3ページをお開きください。

商工費、工鉦業費のローカルイノベーション促進施設整備事業についてでございます。

これは、平成29年2月定例県議会におきまして、御承認いただきました繰越事業について、繰越額が確定いたしましたことから今回御報告を行うもので、繰越額の欄にございますとおり、全額の3億4,200万円が繰越額となっております。

以上でございます。

○渡辺委員長 説明が終了いたしました、質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 よろしいですか。それでは、次にまいります。その他報告事項に関する説明を求めます。

○小堀商工政策課長 商工政策課からは報告事項が3件ございます。所管する所属が複数ございますが、一括して御説明させていただきます。

まず、1つ目の報告事項といたしまして、県内経済の概況等について御説明いたします。常任委員会資料の4ページをお開きください。

まず、1の総論についてでございますが、このページの表は、3つの機関の経済概況報告を上から下へ時系列で記載しております。

一番左が日銀宮崎事務所、中央が宮崎財務事務所で、この2つが本県経済に関するものになります。一番右が、内閣府の月例経済報告で、全国の状況になります。表に矢印が記載されておりますが、これは、前期と比較いたしまして、景気が上向きか横ばいか下向きかをあわらしたのものとなっております。本県の状況といたしましては、直近の判断では、左下のほうに日銀でございますが、宮崎県の景気は持ち直しの動きが続いているとしておりまして、その右側、中央の宮崎財務事務所が、県内経済は緩やかに持ち直しているとしております。

5ページをごらんください。ここからは各論になりますが、(1)の個人消費、百貨店、スーパーの販売額でございます。表にありますとおり、4月は、全店ベース・既存店ベースともに、前年同月比マイナスとなっております。

宮崎財務事務所の調査によりますと、3月以降は、気温が例年よりも低い日が多かったことから、春物衣料を中心に不調が続いているとの

ことです。

次に、(2)の乗用車販売台数についてでございます。表の一番左になりますが、普通乗用車で前年同月比プラスが続いていることなどから、一番右の県全体につきましても、持ち直しの動きが続いております。

6ページをお開きください。

(3)の観光についてでございます。一番上の表にありますとおり、宮崎市内の主要ホテル・旅館の宿泊客数は、2月が春季キャンプ期間中でありましたものの、観客数が減少したことなどから、国内客数・外国人客数ともに、前年同月比マイナスとなっております。

グラフの下に記載しております表は、県内地区別に調査を行ったものでございますが、全国的に昨年4月に発生いたしました熊本地震からの回復が見られますほか、宿泊客数が落ち込んでいた県北につきましても、回復の動きが見られているところでございます。

続きまして、(4)の製造業についてでございます。

本県の鉱工業生産指数は、3月が95.3となっておりまして、電子部品・デバイス工業が低下したことにより、2月の96.9から1.6ポイント低下しております。

7ページをごらんください。

(5)の雇用情勢につきましては、アの有効求人倍率は、着実に改善いたしておりまして、本県は、表にありますとおり、2月の1.33倍から、3月は1.34倍、4月は1.38倍となっております。また、イの民間事業所への調査は、ハローワークで捕捉できない雇用情勢を把握いたしますため、県内の民間有料職業紹介事業者等にアンケート調査を行ったものでございます。

表の上の欄、求人につきましては、左側の1

から3月の実績は、ふえた、少しふえたという割合が高い一方で、下の欄、求職につきましては、変わらないという割合が高い状況でございます。

右側の4月から6月期の予想を見ていただきますと、求職が減る、少し減ると予想する回答がふえておりまして、企業の人手不足感が続くものと考えております。

続きまして、2つ目の報告事項でございますが、平成28年度におきます中小企業振興の取組状況についてでございます。資料の8ページをごらんください。

本県では、平成25年4月に、宮崎県中小企業振興条例を施行いたしまして、概要にあります目的及び基本理念のもと、中小企業の振興に取り組んでいるところであります。

本県企業の大部分を占めます中小企業の重要性を十分に認識いたしまして、丸の3つ目の枠囲みにありますとおり、県や中小企業者を初め、関係団体、金融機関、市町村等がそれぞれの役割を果たしながら、人材育成や経営基盤の強化など、基本方針に基づく取り組みを推進いたしまして、中小企業や小規模企業の振興を図ることとしております。

この基本方針は、中小企業の振興に係ります部分と、小規模企業の振興に係る部分の2つに分かれております。それぞれの方針に沿って施策を展開しているところでございます。

9ページをごらんください。

I 中小企業の振興についてでございます。

昨年度の主な取り組み状況について、基本方針の項目ごとにまとめたものでございますが、まず、1の人材の育成及び確保についてです。若手経営者や産業界を担う人材の育成、若年者の就労支援に取り組みました。具体的には、地

域のリーダーとなります若手経営者を育てるため、養成塾を6回の連続講座で開催し、延べ95人の参加をいただいたほか、県内の優れた中小企業3社の表彰を行ったところでございます。

10ページをお開きください。

(4)でございますが、ヤングJOBサポートみやぎきを活用した若年者の就職支援を行い、5,000人近い方に御利用をいただいております。

次に、2の経営基盤の強化でございます。(1)の中小企業が抱える複数の金融機関にまたがる債務の返済調整等を行いますみやぎき経営アシストなど、県、金融機関、商工団体等が連携した経営支援に取り組みました。

11ページの(3)になりますけれども、商工会議所・商工会等の経営指導員等で構成いたします経営支援チームを県内46カ所に設置いたしまして、中小企業からの相談にワンストップで対応いたしております。

また、(4)のとおり、県内への企業立地に取り組み、立地後のフォローアップ訪問等を行っております。

次に、3の資金供給の円滑化でございますが、県の融資制度の実施、保証料負担の軽減などによりまして、中小企業に対する資金供給の円滑化を図ったところでございます。

12ページをお開きください。

4の創業及び新分野進出の促進でございます。

(1)になります。新たに県内の産学金労官13機関で構成いたします企業成長促進プラットフォームを設置し、地域経済を牽引することが期待される企業に対しまして集中的な支援を実施いたしました。

13ページをごらんください。

5の技術開発及び新製品・新サービスの開発

の促進につきましては、新技術や新製品開発につながります共同研究開発を支援いたしますとともに、工業技術センター等において、企業に対し、技術相談等による支援を行ったところでございます。

14ページをお開きください。

6の地域の農林水産物をはじめとする多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進についてでございますが、県内食品加工企業の商品開発を支援するなど、本県の強みである農林水産物等の地域資源や特性を生かした農商工連携等による新商品開発の支援に取り組んだところでございます。

15ページをごらんください。

7の販路拡大及び取引拡大につきましては、(1)の新宿みやぎ館KONNEに県産品販路開拓専門のコーディネーターを配置いたしまして、首都圏の流通関係業者に対する売り込み、PRを実施したところでございます。

次のページ、16ページの(3)になります。福岡県豊前市に設置いたしております県内自動車産業関連企業向けの拠点施設と販路開拓コーディネーター等の活用によりまして、取引開拓等を支援したところであります。

17ページの8、国際的視点に立った事業展開の促進につきましては、みやぎグローバル戦略に基づいて、東アジアに軸足を置きながら、世界市場も視野に入れた取り組みを官民一体となって推進しましたほか、ものづくり企業の海外販路開拓の支援も行ったところでございます。

18ページをお開きください。

II小規模企業の振興についてでございます。

1の需要を見据えた計画的な経営の促進につきましては、商工会等を通じました小規模企業の経営改善や設備導入資金の融資に取り組んだ

ところであります。

2の創業及び事業承継の促進、円滑な事業廃止のための環境整備につきましては、商工会等を通じた創業支援のほか、事業承継セミナーの開催等を通して、小規模企業者の事業承継の促進に取り組んだところであります。

19ページをごらんください。

3の地域経済の活性化に資する事業活動の推進につきましては、地産地消の促進や中心市街地のにぎわい創出、地域資源を活用した新商品開発や販路開拓等に補助を行い、地域経済の活性化の促進を図ったところでございます。

それぞれの詳しい取り組みにつきましては、別冊の宮崎県中小企業振興条例に基づく主な施策の取り組み状況（平成28年度）に取りまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

最後に、3つの目の報告事項といたしまして、みやざき産業振興戦略の実績と今後の取組についてでございます。資料の21ページ、A3カラーの折り込み資料をお開きください。

今御説明いたしました中小企業振興条例が中小企業、小規模企業の振興に関する県の基本的・普遍的な考え方を示しているものでございます。

このみやざき産業振興戦略は、中小企業振興条例を踏まえた上での宮崎県総合計画未来みやざき創造プラン及び宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略におきます商工業部門において取り組むべき戦略的なプロジェクトを示した、部門別の実行計画となっております。

左上の1、策定の趣旨にございますとおり、地方創生の実現に向け、産学金労官の連携のもと、今後の産業振興施策を戦略的、効果的に実行いたすため、昨年3月に策定いたしましたもので、

平成28年度から30年度までの3年間で推進期間といたしております。

一番上の中央、3の目標にございますとおり、付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保を目指して、資料の中段の赤い枠囲み内にありますが、本県として最優先で取り組むべきテーマを2つの基本方針と4つの戦略として位置づけまして、5つのプロジェクトにより実施しているところでございます。

これらの取り組みは、資料の一番下にございますとおり、3つのプラットフォームにより産学金労官で支援していく体制を構築しております。

資料の23ページをお開きください。

ここからは、4つの戦略ごとに28年度の主な実績をまとめたものでございまして、先ほどの中小企業振興条例の取り組みと重なる部分もございまして、特徴的な取り組みに絞って御説明させていただきます。

まず、23ページの(1)戦略1でございますが、本県経済を活性化させますためには、県外から外貨を獲得し、県内の経済循環につなげていくことが不可欠となっておりますことから、地域経済を牽引する中核企業の育成に取り組んでいるところであります。

具体的には、①にありますとおり、県や銀行、大学など産学金労官の13機関で構成する企業成長促進プラットフォームを設置し、県内中小企業の中から、将来、地域経済を牽引することが期待される企業であります成長期待企業と地域中核的企業に対しまして、製品開発や販路開拓のための補助金や経営診断など、企業のニーズ・状況等に適したさまざまな支援を集中的に行っております。

主な実績といたしましては、成長期待企業を11

社認定し、地域中核的企業と合わせた13社に対して集中的な支援を行ったところであります。

資料の下のほうの表、成果指標でございますが、売上高が新たに10億円及び5億円以上に成長した企業につきましては、成長期待企業の認定が昨年11月、本年3月でございます。現在、支援途上にありますこと、認定後の決算が未到来の企業もございまして、現時点では、いずれもゼロ社となっております。

資料の25ページをお開きください。

(3)の戦略3でございますが、②の宮崎版DMOの構築につきましては、昨年5月に、みやざき観光コンベンション協会が日本版DMOの候補法人に登録され、県と連携しながら、稼ぐ観光地域づくりの実現に向け、観光みやざき創生塾を創設し、観光地域づくりのリーダーとなる人材の育成を図りますとともに、マーケティング機能の強化に向けたデータ収集・分析等に取り組んだところであります。

主な実績といたしましては、観光みやざき創生塾を46名の方が修了され、現在、地域や企業等で着地型観光の取り組み等を実践されているところであります。

26ページをごらんください。

(4)の戦略4でございますが、②の医療機器関連産業の振興につきましては、東九州メディカルバレー構想の一層の推進を図りますため、産学官が連携し、参入企業の育成や国内外市場への販路開拓等を行っております。

主な実績といたしましては、販路開拓コーディネーターが、医療機器関連の展示会に出展する県内企業に商談の場をセッティングするための活動など、延べ34件の支援を行ったところでございます。

また、先日、委員会で御視察していただきま

した安井株式会社が、昨年度、製造販売業許可を取得されますとともに、オリジナルの手術補助器具の販売開始に至ったという実績も出ています。

27ページをお開きください。

下のほうの成果指標についてでございますが、上から2つ目の医療機器関連産業参入組織参加企業数は、昨年度から5社ふえまして79社、その下の新たな許可取得企業数が1社となっております。なお、一番上の食料品製造業出荷額につきましては、未確定のため、平成26年の数値を参考として掲載させていただいております。

最後に、29ページをお開きください。

平成29年度の主な取り組み予定でございますが、28年度までの取り組みをさらに充実強化してまいりますとともに、新たに(2)戦略2の2つ目の丸、都市部のプロフェッショナル人材の活用等を促進いたしますほか、(3)戦略3の3つ目の丸、みやざき観光コンベンション協会にマーケティング等の専門人材を配置することとしております。

なお、30ページから31ページにかけまして、戦略別の施策体系を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

今後とも、中小企業者を初めといたしまして、市町村や関係機関・団体との意見交換を積極的に行いながら、現場のニーズをしっかりと把握し、実効性のある施策の展開に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の御指導と御支援をよろしくお願いいたします。

商工政策課の説明は、以上でございます。

○外山雇用労働政策課長 委員会資料の32ページをお願いいたします。

県立産業技術専門校高鍋校寄宿舎の耐震診断結果を受けた対応について御説明いたします。

まず、1の経緯であります。昨年、寄宿舎の耐震診断を行いましたところ、3月に建築基準法の想定する大地震で倒壊する可能性があるとの診断結果が判明いたしました。

このため、2の対応状況(1)緊急措置にありますとおり、早急に寄宿舎での安全確保を図る必要があることから、①から③までの措置をとることといたしました。その内容は、耐震性のある鉄筋コンクリートづくりの別館2階教室を改修し、6月中に就寝施設として整備すること、次に、校内の既存シャワー室を改修して、入浴施設とすること、さらに、専門校敷地内にプレハブ等の仮設施設を設置し、食事施設とすることでございます。

また、寄宿舎本体につきましては、(2)にありますとおり、現寄宿舎の補強では、新築と同等の経費が必要となりますことから新築を検討しております。国庫補助制度の活用等を含めまして、厚生労働省や高鍋町等の関係機関と調整中でございます。

今後は、寄宿舎の仕様や建築費等につきまして、議会の御審議をいただきながら、新築に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、参考といたしまして、高鍋校の概要をお示ししております。

高鍋校は、平成15年4月に開校し、中学卒業生または同程度の者への1年間の職業訓練を実施しております。定員は50名で、学科ごとの内訳は、建築科20名、塗装科20名、販売実務科10名であり、販売実務科は知的障がい者を受け入れております。なお、現在の訓練生は全体で21名でございます。寄宿舎につきましては、木造平屋建てで築54年が経過しており、現在は7名が入寮しております。

ページをおめくりいただいて、33ページをお願いいたします。

参考のため、高鍋校の配置図をつけております。図の一番上部が寄宿舎でございます。それから、図の一番下の本館に隣接した別館を、現在、就寝施設として改修を行っているところでございます。

説明は以上でございます。

○温水企業立地課長 常任委員会資料の34ページをお開きください。

企業立地課からは、立地企業の雇用実績について御報告をいたします。

これは、県が企業の立地認定を行う際に公表しております最終雇用予定者数の現状を取りまとめたものでございます。

まず、1の調査の概要であります。

(1)調査の範囲及び(2)調査時期については、本調査は、過去5年間に立地認定しました企業に対し、本年4月1日現在の雇用状況を調査したものでありまして、本年度は平成24年度から28年度までがその対象となっております。

(3)調査方法及び回答状況については、対象企業にアンケート票を郵送しまして、回答を返送いただきますとともに、適宜、電話による聞き取り確認等も行い、全企業から回答をいただき取りまとめたものであります。

続きまして、2の調査の結果をごらんください。

今回対象となった過去5年間の立地件数は202件であります。これらの企業からは、立地計画認定の際に、立地後数年間、例えば、5年後、最終的に何人を雇用する予定なのかなどについての事業計画を提出いただきまして、その最終目標となります雇用者数を最終雇用予定者数として立地認定時に公表をいたしております。

す。

今回対象となった202件の最終雇用予定者数の合計は、7,818人でありましたが、これに対しまして、立地認定後の現雇用者数は、立地件数202件のうち、操業を開始している183件の企業の合計で、4,941人となっております。最終雇用予定者数の63.2%の進捗率となっているところであります。

3の認定年度ごとの雇用状況であります。全般的に直近の年度に近いほど最終雇用予定者数に対して現雇用者数が少なくなる傾向があります。これは、未操業の企業や事業計画の最終年に達していない企業が多くなるためであります。

例年の調査では、立地認定後5年目には、達成率100%を超えておりましたが、今回は5年目に当たります平成24年度で最終雇用予定者数1,147人に対して、現雇用者数996人となっております。達成率86.8%にとどまっております。

これには、最終雇用予定者数が増加傾向にあることとあわせまして、近年の有効求人倍率が上昇しておりますことも影響しているものと考えております。

当課といたしましては、今後とも定期的に立地企業を訪問しまして、フォローアップ活動をきめ細かに行いながら、立地企業の雇用が順調に進むようサポートに努めてまいりたいと考えております。

企業立地課からは以上であります。

○岩本観光推進課長 資料の35ページをお開きいただきたいと思っております。

観光推進課からは、平成28年度県外からのスポーツキャンプ・合宿の受入実績について、御報告させていただきます。

まず、平成28年度の1年間を通しての状況でございます。プロ野球、Jリーグなどのプロ、それから、社会人・学生などのアマチュアを合わせまして、平成28年度は、団体数1,310団体、参加人数3万3,122人、延べ参加人数18万2,235人という結果でございました。いずれも、前年度を下回りましたものの、いずれも前年度に次ぐ、過去2番目の実績でございました。

主なポイントであります。年度前半は、熊本地震の影響によりまして、団体数、参加人数、延べ参加人数、いずれも前年度を下回りましたが、年度後半は前年並みの実績となったところであります。

熊本地震の影響で、減少幅が大きかったのは、安全対策等に敏感であると考えられます学生団体でございまして、上半期の減少幅が特に大きかったところでございます。また、国内団体の受け入れ延べ人数は減少いたしましたものの、海外団体の受け入れ延べ人数は、韓国のプロ野球のハンファ・イーグルスの秋季キャンプなどが実施されたことによりまして、増加をしたところでございます。

なお、下のほうに年度実績の推移をグラフでお示ししておりますが、ごらんになってわかりますとおり、平成28年度が地震の影響がございましたものの、団体数、延べ参加人数ともに、おおむね右肩上がり傾向は続いているものと考えているところでございます。

次のページをごらんください。

これは、1月から3月までの春季キャンプの状況についてでございます。御説明いたします。

(1)の表は、ただいま先ほど御説明しました平成28年度実績の内数ということになります。

団体数につきましては、プロ、アマチュアを含めて、合わせて454団体、参加人数は1万3,043

人、延べ参加人数10万847人という結果でございました。

主なポイントといたしまして、受け入れ団体数は減少しましたが、新たに韓国の高校・大学の野球チームや国内の学生チームが長期合宿を行ったことなどによりまして、参加人数、延べ参加人数は、ほぼ前年並みの過去2番目の実績となったところでございます。

一方、表の一番下の観客数でございますが、これにつきましては、70万3,788人で過去4番目の実績となりましたが、対前年28.1%の減少となりました。減少の要因といたしましては、天候や休日の減少、あるいは球春みやざきベースボールゲームズの休日開催がなかったことなどが考えられるところでございます。

続きまして、(2)の経済効果等についてでございます。

キャンプの参加者や観客がもたらしました波及効果を含めた経済効果は約126億6,100万円で、過去3番目の実績でありました。また、PR効果につきましては、宮崎キャンプの様子が全国ネットのテレビや新聞で紹介された状況をCM・広告料金に換算したところでございますが、約87億9,100万円で、これは、過去最高を記録したところであります。

なお、PR効果が過去最高となった主な要因といたしましては、WBC日本代表の合宿や広島東洋カープのセ・リーグ優勝パレード、Jリーグ覇者でクラブワールドカップで大活躍しました鹿島アントラーズのキャンプ、また、箱根駅伝3連覇を達成した青山学院大学陸上部の合宿などによりまして、本県のメディアへの露出が増加したことが挙げられます。

次に37ページをお開きください。

こちらに参考までにプロ野球、Jリーグ等の

ことしの春季キャンプの状況を添付しております。プロ野球は2軍を含めて、7球団、韓国プロ野球2球団、Jリーグ20チームが県内でキャンプを行ったところであります。

次のページには、これまでの受け入れ実績の推移を参考までに添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

スポーツキャンプ・合宿の誘致につきましては、本県経済の波及効果や観光宮崎の知名度向上に大きく貢献するものでございますので、今後とも官民一体となって推進してまいりたいと考えております。

報告は、以上でございます。

○中嶋オールみやざき営業課長 それでは、私のほうから、新宿みやざき館KONNEの飲食店運営事業者選定の結果についてということで、皆様の机上に配付をさせていただきました1枚紙で説明させていただきます。

4月から公募を行ってございました新宿みやざき館KONNE2階の飲食店運営事業者をこのたび選定しましたので御報告させていただきます。

ここで改めまして、飲食店の概要を申し上げますと、(1)の目的のところでございますけれども、宮崎ならではの食材やメニューを提供し、宮崎の食の魅力を実感いただくことで、食材の加工品の認知度、好感度の向上や販売・消費の拡大につなげることを目指すものとしております。

次に、(2)にありますとおり、ひなたの時の流れの中でひなたの恵みの料理を食べ、元気になっていただきたいという店舗のコンセプトのもと、(3)にありますように、20代、40代の女性を中心に、サラリーマンや観光客等をターゲットとすることとしております。

公募に当たりましては、2にありますとおり、4月14日から6月2日にかけて募集を行いましたところ、県内3社、県外6社の計9社から応募をいただきました。その選定に当たりまして、まず(1)の選定の流れにありますとおり、外部有識者等を含む5名の審査員で構成する選定委員会で審査を行いまして、その結果を踏まえ、最終的には県において事業者を選定いたしました。

審査の評価は、(2)にありますとおり、運営方針や飲食メニューの構成提案、食材等のPRイベントなどの企画提案、業務実施体制や収支計画などの項目で評価したところでございます。

この結果、選定されました事業者は、(3)にありますとおり、東京に本社を置きます塚田農場等の店舗を全国展開している株式会社エー・ピーカンパニーとしたところでございます。

(4)の選定理由といたしましては、まず、1つ目に、新鮮な地元食材をふんだんに使った和食コース料理や一汁三菜のランチなど、宮崎の食の魅力を十分に伝えることが期待できること、2つ目としましては、太陽の恵み、ひなたごはんというコンセプトのもと、既存店舗とは一線を画したメニュー構成となっていることが挙げられます。また、3つ目としましては、マンゴーや牛肉など月ごとに選定した食材で新メニューを開発し提供するエブリマンスイベントという提案や、4つ目にあります、イベントや宮崎の旬の情報を、自社のネットワークを活用して情報発信に取り組む提案など、集客・認知度向上が大いに期待できるものとなっていることが評価されたところでございます。最後に、5つ目にありますとおり、飲食店の運営実績が多数あり、宮崎食材の流通ルートも充実し、組織体制や収支計画が具体的であり、かつ実現可

能性が高いなどの点も評価され、選定されたものでございます。

続きまして、資料に戻っていただきまして、40ページになりますが、A3のカラーの横刷りがございますが、そちらでみやざきグローバル戦略につきまして、まず、その概要について説明させていただきたいと思っております。

まずは、資料の左の上のほうになりますが、1の策定の背景でございます。県では、平成24年3月に策定した東アジア経済交流戦略に基づきまして、東アジアを中心に海外の市場開拓に取り組んでおりましたが、東京オリ・パラの開催決定など、市場環境の変化や、県内企業がターゲットとする国や地域の多様化等に対応するため、昨年3月に、みやざきグローバル戦略を策定し、海外展開を進めているところでございます。

2の戦略の理念としましては、外貨の獲得、ビジネスチャンスの創出と多様な分野での海外との交流拡大を掲げております。

また、3の戦略の性格としましては、産学官の共有の指針としまして、東アジアに軸足を置きながら、世界市場も視野に入れた取り組みを推進することとしております。

この戦略の計画期間は、その下、4にございますが、上位計画である、県総合長期計画のアクションプランの終期にあわせまして、平成28年度から30年度までの3年間としたところでございます。

次に、戦略の柱について説明させていただきます。資料の右上の部分をごらんいただきたいと存じます。

この戦略は5つの柱で構成をしております、上の段、青色の部分、外に打って出る海外への展開促進と、その右にあります、内に活力を

引き込む海外からの誘致推進という、外貨の獲得や、ビジネスチャンスの創出に直接つながる施策を推進しますとともに、この2つの柱を支える基盤づくりとしまして、下の段になりますが、緑色の経済交流の基盤整備、人づくり、きっかけづくりとして、グローバル人材の育成・確保、海外との連携・多様な交流の促進の3つの柱に取り組みまして、本県経済・産業の活性化につなげるという体系としております。

資料の下のほうに記載しております戦略の——今申し上げました5つの柱ごとの内容につきましては、適宜ごらんいただきたいと存じます。

それでは、資料をめくっていただきまして、42ページになりますが、昨年1年間、グローバル戦略に基づきまして実施してまいりました、各種取り組みにより得られた実績などにつきまして、戦略初年度の成果指標の進捗状況とあわせて御説明いたします。

まず、グローバル戦略で設定をしております成果指標、表の部分について説明いたします。

成果指標は、10項目ございまして、このうち戦略1の輸出額と海外展開を行う中小企業数、戦略2の外国人宿泊者数、クルーズ船寄港回数及び戦略4の世界に関心のある児童生徒と県内で雇用された外国人労働者数、そして、戦略5の出国率の7項目につきましては、前年度あるいは前年と比較して増加傾向となっております。

一方、戦略2の企業立地認定している外資系企業数は横ばい、また、戦略2のMICE開催件数と戦略3のコンテナ貨物取扱数につきましては減少となっておりますが、これらの3つの指標につきましても、今後しっかりと進捗管理を行いながら、実績を上げていきたいというふうに考えております。

続きまして、それぞれの戦略の指標の下に掲載しております昨年度の主な事業実績と状況について御説明いたします。

まず、上の戦略1のほうを見ていただきたいんですが、県産牛肉の輸出額が過去最高の25億円となっております。また、キャビアにつきましても、初めて輸出を香港向けに実施したところでございます。

続いて、戦略2ですが、昨年度、MIYAZAKI FREE Wi-Fiのインフラ整備を行ったことにより、フリーWi-Fiへの外国語アクセス件数が前年に比べて大きく増加するとともに、年度末には、ドイツ陸連のオリンピック事前合宿が決定したところでございます。

また、戦略3につきましても、昨年10月より、宮崎—台北線が週3便から週2便に減便となる一方、宮崎—ソウル線は増便となっております。

そして、戦略4につきましても、一昨年に設置されたJETROとの連携により、海外展開セミナーを多数開催するとともに、大学生・高校生の留学支援にも努めたところでございます。

最後に、戦略5につきましても、直行便のある韓国や台湾との青少年交流、民間団体交流に引き続き取り組むとともに、さらなる交流拡大を図るため、台湾の新竹県と協定を締結したところであります。

続きまして、資料の43ページ、右のページの上になりますけれども、平成29年度の主な取り組み予定について御説明いたします。

まず、戦略1では、県内生産品の認知度向上や販路開拓に向けて、JETRO等関係機関と連携しながら、県内輸出企業の支援を行うとともに、農畜水産物、食品加工品や木材など、本県の主力製品の輸出拡大に向けたプロモーションを実施していくこととしております。

また、戦略2では、海外の個人旅行者をターゲットとしてSNS等を用いた認知度向上対策を実施するとともに、ラグビーワールドカップとオリ・パラ事前合宿誘致に向けて取り組みを進める予定としております。

次に、戦略3につきましては、昨年度減便となりました宮崎ー台北線の増便に向けた知事のトップセールスや、国際線の利用促進を目的としたイベントの実施などにより、引き続き、路線の維持・拡大を図っていくこととしております。

また、戦略4につきましては、グローバルな視点を有する人材を育成する海外インターンシップやトビタテ！留学JAPANの実施に加え、昨年度から実施しております、ひなたMBAについてJETROと連携しながら、貿易に関するワークショップ等も新たに実施するとともに、外国人留学生等の県内企業への就職を促進するため、就職採用相談窓口の設置やインターンシップを行う予定としております。

最後に、戦略5につきましては、直行便のある台湾や韓国を初め、海外都市との交流を推進することとしており、4月には、台湾・桃園市で開催された農業博覧会の開幕式に知事が出席したほか、秋には桃園市長が来県し、交流協定の締結を予定しているなど、行政機関相互の交流を深め、人的ネットワークの構築に努めることとしております。

今年度におきましても、戦略の柱ごとに、さまざまな施策を積極的に展開し、本県の海外展開を進めていきたいと考えております。

最後に、今年度の戦略関連予算について御説明いたします。

平成29年度の予算額としましては、6部局14課室が所管する45事業合計で約67億500万円と

なっております。このうち、農政水産部において計上されております農畜産物輸出拠点等のハード整備事業費を除いたソフト事業のみの金額は、8億144万円となっております。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○黒木委員 今御説明いただきました、みやぎグローバル戦略の実績と今後の取り組み、42ページでございます。戦略2で、クルーズ船寄港回数が平成30年度目標50回となっておりますが、この後に県土整備部の資料の中に、22万トン級クルーズ船受入環境の整備という報告事項があるものですから、クルーズ船の寄港は、29年度はどれぐらい、目標といたしますか、予定があるのか、それから、クルーズ船の経済効果というのはどれぐらいあるのかをお伺いをしたいと思います。

○岩本観光推進課長 29年度の見込みといたしますか、予定ということになりますけれども、これが、今のところ、海外が20回、そして、国内が7回ということになっております。これは、これからキャンセルとか、さらに追加とか出ますが、あくまでも今の時点での見込みということでございます。

あと経済効果でございますけれども、これにつきましては、平成27年度に、試行的にといたしますか、3回ほど、実際にクルーズ船の乗客を対象にアンケート調査を実施いたしまして、そのデータをもとに本県内での消費支出あるいは経済波及効果等を試算をしたデータがございます。これによりますと、県内の経済波及効果が、この3回で1億7,000万円という一応試算をしているところでございます。

以上でございます。

○黒木委員 1.7億円というのは、何千人が入ったときのもので、どこに経済効果があるのかわかったらお願いします。

○岩本観光推進課長 どこにというのが、ちょっとなかなか難しいんですが、クルーズ船の乗客を対象にアンケート調査から弾き出した数字でございます。それで実際に、この3回のそれぞれのアンケートを行ったクルーズ船の乗客数でございますが、1件が、これは細島港でございますけれども、乗客数が1,479人、2つ目が、油津港、これは、クァンタム・オブ・ザ・シーズというクルーズ船でございますが、乗客数が4,843人、同じく油津港で、これはボイジャー・オブ・ザ・シーズというクルーズ船ですが、乗客数3,445人というような乗客となっております。

○黒木委員 これは、その人数が消費した額が1億7,000万ぐらいだろうということですか。

○岩本観光推進課長 乗客が全員市内、県内の観光地に出るというわけではない。船内にとどまる方もいらっしゃいますので、彼らが全て消費したわけではないんですけれども、実際に、港に寄港して、県内を周遊されて消費した額ということで、交通費ですとか、あるいはお土産代とか食事代とか、そういったもののアンケート結果に基づいて積算した額でございます。

○坂口委員 大型岸壁というのは、これから整備の部分が大分ありますよね、耐震工事なんかも含めて、港湾でかなり大きな。これは県土整備部サイドで工事が発注される。それは、限られた工期の中で工事を進めていかんといかん。その中で、今度は、クルーズ船の誘致というものがありますよね。そうすると、どちらを優先するかということが出てくると思うんです。クル

ーズ船を誘致して、何月何日の何時にとめますとなれば、その岸壁は工事ができないわけで、作業船も全てそこから排除させておいて、安全に岸壁が使用できないといけない。工事は、標準工期というのがあって、それをもとに積算されて契約して工事をするわけですよ。だから、船が入るからやめて、皆さんどっかへ行ってくださいというのはそう簡単にできることじゃないんです。そこらというのは、どんなぐあい整理されているんですか。これ何年か前からやっとなかないと問題が生じると思うんです。

○岩本観光推進課長 おっしゃるとおり、クルーズ船が来ても停船するスペースがなければ意味がないわけございまして、油津港の場合は油津港湾事務所——一番寄港回数も多いですが、とも連携をしながら、その辺の調整もやっているところでございます。

あと工事に限らず、油津港の場合は、王子製紙の輸送貨物が発生しまするので、その荷揚げだったり、その輸送船の接岸というのも出てきますので、そのあたりも事前に調整をしながら、日程を、時間を確保しまして、クルーズ船の誘致をしている状況でございます。

○坂口委員 仕組みはわかるんです。現実にはクルーズ船誘致をどんなぐあいにどこがやるのかわからんですけれど、あした来てくださってという誘致じゃないと思うんです。来年の運航計画の中にちゃんと入れてくれという。船の運航計画の中の一つに油津というのをはめ込まないとならん。何年か前からやっぱり油津に向けての入港の誘致というか、そういった営業が一方じゃ始まる。一方では、工事というのは、佐野さんおられるからよくわかると思うんですけれど、昔は、何年間で何年に幾ら予算つけてやっていくだったけれど、今単発なんです。そうすると、

来年何ぼ予算がつく、再来年何ぼ予算がつく、どの岸壁のどこのところに耐震補強工事を入れるんだと、それは、何月に発注して何月に終わるんだという。海というのは、特に台風とかを避けんならんから、作業できる限られた時間というがあるので、大潮、小潮の潮位でも2メートルぐらい移動するときと、ある場所では、もっと大きいところもあるけれど、場所固定すれば、2メートルぐらいのものが1メートルぐらいしか動かない、30センチぐらいのこともある。だから、工期というのは物すごいシビア、その中でぎりぎりの最低の予算で設計されている。だから、業者はちょっと待てと言われたら、クレーンを1台使うにも何十万という損料が1日に出るわけですから、そういったものを全て業者に、赤字でお前のところ泣けというわけにはいかん。補償していかないかんけれど、そこらの調整というものは、これは物すごい難しいと思うんです。そこをどんなぐあいに、積極的にこのクルーズ船を誘致していくと言われるけれど、そこらの整理というのがやられているのかな、業者泣かせではこれはいかんと思って。

○岩本観光推進課長 クルーズ船の誘致につきましては、おっしゃるように、ある程度前から調整、恐らく1年後ぐらいのものは計画をしてということになると思いますので、この工事の予定等、事前にそういうスケジュール感とか、そういったものも、しっかりと県土整備部と調整をしながらやっていきたいと思っております。

ちなみに、これまた県土整備部のほうから御説明があると思いますが、22万トン級の受入環境の整備ということで予定をされておりますけれども、この工事の内容につきましては、今のところお聞きしてますのは、防舷材を1機、仮設のものを設置するという、それと、着脱

式の船柱といいますか、船をつなぎとめるための綱をかける。これを設置する工事ということでございまして、大がかりな工事という感じではないというふうに受けとめております。

○坂口委員 だから、今のが調整されてない証拠なんです。一番大がかりな耐震補強、これ日本に何隻もないような作業船を油津に持ってきて、そこにドリルで穴あけてから、ワイヤーで緊張かけていくという物すごい工事なんです。今調整されてないってなると、船が入る日に、業者は、恐らく何日か前から現場をちゃんともとに戻す作業をして、それをどっかに持っていったいて、また船が出ていった後から準備工事に入って作業をしていくということで、ここところは、もう業者が泣くしかないと思うんです。防舷材を張りつけるとか、係船柱をくっつけるとかいうのは、それは簡易な工事で、それだけじゃないんです。だから、それ調整したと言われるけれど、してない証拠です。本当の工事の部分やってない。だから、そこは、誘致がわかっているんだしたら、最初の設計で工期の中に組み込むべきです。それを調整していったって、業者にそんな手出しなんかさせないぞと、迷惑料は払うよっていう設計になっとかないと。これ佐野さん詳しいと思うんですけれど、そこは、しっかりやらないとだめですよ。施工の進捗を、施工制約をするわけですから、それは、原因者が負担しなきゃだめです。

○佐野商工観光労働部次長 委員が御指摘いただいたとおり、工事の状況が誘致にも大きく影響するというのは、そのとおりでございますので、課長も申しあげましたけれども、県土整備部と十分に意思疎通を図って、工事の計画等を事前に把握した上で、きっちり誘致の関係も調整できるような体制をとりたいというふうにと

えております。

○坂口委員 これは中途半端な金額じゃ終わらんから大変な調整と思うんです。どちらを優先すべきかというのは、これは難しい問題です。ひょっとしたら、工事を優先せんならんかもわからんです。だから、今みたいなので調整をしていると思ったら大きな間違いです。ここちゃんと指摘して、これは責任を持ってやってほしいということをお願いしておきます。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。

○星原委員 先ほどオールみやざき営業課のほうから、みやざき館KONNEの選定結果ということがありましたが、年間小田急に払っている家賃、借上げの金額は幾らですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 29年度の賃借料が、新宿みやざき館KONNEで約7,380万です。

○星原委員 そこで、今度、ここに飲食店が入るわけですが、飲食店部門は家賃形式やったですか、それとも、売上げのパーセントだったですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 売上に応じて家賃をいただくということにしておりまして、ちょっと区分があります。売上が7,000万以下の場合、その1割ということで、年間720万を賃借料でいただくということ。その上がふえまして、1億4,400万までは同じく10%なんですけど、それを超える金額になりますと、多少業者のインセンティブということも考えまして、その1割じゃなくて5%にちょっとおとしましてといったような家賃の設定になっております。

○星原委員 ということになると、売上が伸びては下がってくる、10%でということでしたときには、年間720万。そうすると、今度、逆に、家賃じゃなくて借り受け、小田急のほうで見る

と月に大体600万ぐらいになるわけです。そうすると、年間で720万ですから、1カ月分ぐらいのことで、持ち出しがそれだけかかりますよね。これがKONNEの果たす役割だというふうには受け取るんですが、そうした中で、逆に、今回宮崎県がこの店舗で予定している改装費、これは幾ら予定しているんですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 今回のリニューアル全体の工事費が約2億円と、その前の設計費が1,700万円、それ以外の備品関係が約1億円という感じになっております。

○星原委員 2億円というのは、2階の飲食部門だけなのか、1階もありますよね。そういう1階も含めた金額ですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 飲食部門だけの切り出しはちょっと難しいんですが、全体の工事費が、先ほど申し上げた約3億ちょっとになるんです。これはあくまで全体のリニューアル工事になります。今回の工事は、端的にいきますと、全体の外壁といいますか、そこと、あと骨格の部分を除いて、もう全体をやりかえると、かなり大がかりな工事になっておるところでございます。

○星原委員 いや、私が聞きたいのは、さっきの選定されたという企業が入る部分で、要するに店舗規模が面積99平米ということなんで、約30坪なんです。その部分がどれぐらいの予算で、県が出費する予算がどれぐらいで、あと備品関係があつて、これは、多分どういうふうにやろうということはまだ決まっているはずなんです。だから、その店舗部分がどういう形なのか、下の県産品の販売のいろんな部分とは分けて考えないといけないのかなと思うんですが、その分けられてないというのはどういうことなんですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 全体の工事費で、基本的には本体工事といいますか、それと、内装、そこまでは、1階の物産の販売になりますから、こちらも当然県が全部やるんですが、2階につきましては、もちろん基本工事と、それと内装の部分、そこまでは県でやりまして、あと厨房とか、そういった機器とかいったものは業者、それとあとテーブルとか、あるいは食器類とか、それに伴う備品類、そういったものは全て業者にやっていただく工事区分としております。

○星原委員 それはそれでいいんですけど、ただ、今回リニューアルするのに、かなりの県費を出費するわけです。そこで、じゃあどれだけの成果を出していくかということなんです。要するに、この業者の人たちが、売上のどうこうじゃなくて、宮崎の、要するに県産品がどれだけ消費されて、どれだけ知名度が上がっていくかという。そういうところを捉えたときに、どういうふうに皆さん方が、KONNEの今回のコンセプトを考えているのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思うんです。

○中嶋オールみやざき営業課長 まず売上の部分なんですけれども、我々も、当然入っていただいた業者に、先ほどの区分の、できるだけ高い区分、大きい売上に つなげていただきたいんですけれども、今回決まりましたエー・ピーカンパニーの収支計画によりますと、基本的には、初年度が約1億2,000万円の売上ということで、かなり、我々が目論むところより高い水準の売上が見込める計画になっております。

それと、もう一点、知名度の関係なんですけど、ここも非常に今回の選定で大きなポイントになっておりまして、エー・ピーカンパニーは皆さん御存じのとおり、一部上場の企業で、店舗

も100店舗以上全国展開しておりまして、非常に情報発信力も高いということでプレゼンがありました。特に、ここは、SNS等を活用して、約220万人のお客様がいらっしゃるということで、そこにSNSで瞬時に多くの情報発信ができると。当然いろんなイベント関係とか、それと、あるいは宮崎の旬の情報とかをそういうアプリとかを使って発信ができるということでも伺っております。

○星原委員 今言われた形の企業を選ばれて、それだけの企業であれば、かなりの成果が出るだろうというふうに思ってますので、逆に、宮崎の野菜から、あるいは魚、肉から、そういうものがどれだけ皆さん方のところで、年間にどれだけ売上げてもらうのか、今言われた関連もあるんで、そういうところも思って選ばれたんじゃないかなというふうに思っているんで、そこら辺の活用の仕方をいかにうまく持っていくかじゃないかなというふうに思いますので、その辺はそういうことでお願いをいたしたいと思えます。

それと、もう一点が、この店は30坪なんで、何人の方々が働かれるかわからんですけども、やっぱりできれば本県出身者あたりに的を絞って採用とか、そういうことをすることで、要するに、本県出身者だと、やっぱり地元のこと、いろんなことがわかりますので、食べにきたいいろんなお客さんに何らかの話をするでも、どの地域で生産されたもんだとか、そういうことでもすごくPRできるんじゃないかなというふうに思うので、やっぱり企業に対して、せっかく県も毎月600万の家賃を払う場所なんで、そういう面もひっくるめてその売上が伸ばしたり、あるいは店だけじゃなくして、店に来て食べておいしかったという人たちが、逆にいえば、宮崎

から直接いろんなものをとったり、そういうことができるようなところまで持っていかないと、単なる店舗をやっ、そこで売っているということじゃないだろうというふうに思いますので。そういう教育とかというのもしてもらって、より宮崎の、この店だけのものじゃなくして、いろんなこともこういうことでありますよとかいうことで、販路開拓、拡大してもら。そういうものがある初めて、この七千何百万かの家賃を払ってる価値が出てくるだろうというふうに思うので、やっぱり、その辺のところもしっかり企業との話し合いの中で、ちゃんと言って、そういう形の取り組みをしてもらような方向でいかないと、経済連あたりが店を出すのとはちょっと意味が違ってくると思うんで。その辺がちゃんととれないと意味がないというふうに私は思うんですが、その辺の考え方についてはどうなんですか。

○中田商工観光労働部長 星原委員がおっしゃるとおりだというふうに思ってます。このエー・ピーカンパニーは、ことし初めて入社式を宮崎のほうでやっていただいております。多分来年以降も続けていただけるんじゃないかなというふうに思ってますけれど。県内に農場等を持ってありますけれども、入社した後に、そこで社員の研修等もやっていただいたりして、かなり、宮崎のことを社員の方に勉強してもらような取り組みもやっていただいております。食材についても、とりわけあそこは地頭鶏が有名ですけども、地頭鶏だけではなくて、いろんな野菜とか魚も含めて、かなり宮崎の食材を使っているということをもまず申し上げたいと思っております。

あと委員がおっしゃったように、我々としては、ここはアンテナショップという位置づけで

ありますので、下の物産も含めて、いかにたくさんのお客さんに来ていただいて、宮崎のものを見てもらって、よさをわかってもらって、買ってもらうという取り組みを広げていくかということと、もう一つは、観光も含めて、宮崎をいかにPRするかということです。その一つの首都圏での拠点がこのKONNEだというふうに我々考えておりますので、しっかりここに今度入っていただけるエー・ピーカンパニーのその発信力も、我々としてはうまく活用させていただき、宮崎との取引の拡大にもつなげてもらうようなことをお願いしながら、このKONNEが首都圏での発信拠点としての機能をしっかり果たせるように取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御協力をお願いしたいと思っております。

○星原委員 今部長のほうから出たように、そういうことがちゃんと結びついていくことが、やっぱりこのKONNEの役割だと思いますので、そういう店舗の、県の考え方というのも、企業側に対しては、そこをしっかりと伝えてやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○外山委員 再度確認ですけれども、まず、このエー・ピーカンパニーが入りますよね。2階の店舗のつくり、設計というのはエー・ピーの意向がこれから入るの。これから、打ち合わせをして設計に入るわけですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 現在のプレゼンのときに、エー・ピーの持つイメージというのは、一応提案いただいているんですが、基本的には、内装につきましては県のほうでやるということになっておりますので、県が主体的にやるんですが、もちろんそこはエー・ピーさんとも打ち合わせしながら進めていきたいという

ふうにご考慮しております。

○外山委員 ということは、家賃ですけれど、もう一回確認しますが、7,000万から約1億4,000万までの売上は10%、約1億4,000万上回ったらどうなんですか。またプラスアルファの家賃をいただけるんですけど。

○中嶋オールみやざき営業課長 その金額までは1割をもらうんですが、それだと幾ら売っても、業者にとっては同じ負担ということになりますので、1億4,000万ちょっと上回る部分につきましては、5%に割合を抑えるということで、インセンティブを上げることにしております。

○外山委員 もう一点いいですか。設備に2億、備品に1億、これ備品というのは、厨房機器は入ってませんよね、さっきおっしゃったです。備品というのは、どういったものが該当するのかわかるか。

○中嶋オールみやざき営業課長 レストランにつきましては、その厨房機器とか、そういうのは全部業者さんが入れられますので、県としましては、1階のいろんな物販の関係の冷蔵庫みたいな、要冷蔵のものを入れるショーケースとか、そういったものをひっくるめて全てです。

○外山委員 先ほど星原委員が言われたけれど、そうなれば、外装に大体幾らぐらいと、1階に幾らぐらいと、レストラン部門に大体幾らぐらいかかるというのが、概算で出るような気がするんですけども。そこもさっき何度かお聞きになったけれども、ぴんとこないです。3億の内訳で、もちろん外壁も全部いじられるということだからわかるんですけども、2階の店舗に関しては、大体設計含めて1億ぐらいかかるのかの数字が現時点では出ない。

○中嶋オールみやざき営業課長 そこ辺の実設計といえますか、詳細設計は、これからして

まいります。そこの中でまた明らかになっていくものというふうにご考慮しております。

○星原委員 金額の話が出たんですけどもう一回確認なんです。上が30坪、下が30坪ですよ。この60坪で3億円ですよ、単純に計算すれば。そうすると、外回りから中の内装から全部入れたときに、坪500万かかる計算になるんです。備品まで入れると。入る業者側が見る部分は別として、県が見る部分が3億円ということですよ。

○中嶋オールみやざき営業課長 済みません。2階が30坪なんですけれども、下のほうは60坪ありまして、全体で90坪になります。

○星原委員 そしたら、できれば、店舗の部分が棚をつくったりいろいろするやつだと思うんです。60坪のほうは、物を並べるいろんな備品でしょうから、そういったものに、平均したときに、逆に60坪の90坪だからといっても3億円、単純に割ってもかなりの数字になるもんだから。じゃあ1階にどういう形でどういった棚をどういうふうにしらえて。私も店舗やってたんでわかるんですけども、棚なんかの裏側は何も内装しなくても、そのケースなんかを置くところは、打ちっぱなしのコンクリートで、金かけずにやろうと思えばできるわけだし。だから、床の部分と1階だったら陳列ケースとか、そういったものの部分、あと外壁に念を入れるのか、どういう仕上げにするのかですけど、そういうものに分けていったときに、本当に最初からこういう予算を組んでよかったのかな。逆に、その予算の積算を誰がしてんのかな。あなたのところでできないはずなんで、どっか専門のところが多分積算しないと2億だとか、そういう数字も出てこないし、備品もどういうふうにしてやるとか、棚のケースのつくり方や、そう

いったものが出てこんど、多分数字は出てこないと思うんで。そういうのが出されているのであれば、さっき聞いたときに、2階の部分が幾ら、1階の部分が幾らとかというの、ちゃんと出てきてるはずなんだけれどなというふうだと思うんです。その辺はどうなんですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 この工事につきましては、ちょっと特殊な地盤というのと、小田急のほうで指定の管理業者がおりまして、大成建設なんですけれども、そちらのほうで、今回の工事もやっていただくことになりまして、そういうこともあって、一応予算を組む上でのそういった積算等はさせていただいております。

○星原委員 中身はわかりました。小田急のほうで頼まれるんで、多分小田急がかなり頼んでいる業者の人たちの部分というのがあるんです。だから、私は、さっき言ったのは、家賃を払ってるわけです、年間に7,380万、小田急自体に。自分たちのほうでその業者なりと接触させてもらうというようなことを言ったことはないんですか。要するに、小田急さんからは、推薦される業者が3社なら3社あれば、その3社とこういう形の店をつくりたいということで、大体方向性を決めて、それで、積算させて、大まかな予算をもらう形にするのか、あくまでも、この2億円プラス1億円備品まで入れて、小田急さんに3億円という形で、県のほうとしては委託したような形になっているんですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 今回、大規模な工事になりますので、県と小田急さんとの契約の関係で、こういう工事の場合はというルール決めがありまして、今回の工事につきましては、小田急のほうに確認しましたところ、それは、指定業者のほうでお願いしますということでは

ので、我々としては、指定業者の大成建設と一緒にそこ辺のことを協議しているということになります。

○星原委員 やっぱり県の税金なんで、持ち出しの部分はかなり私の過去の経験からいくと、数字的に大きいなど。合わせて90坪にしたって、建物を建ててじゃないんで、大きいなどという。どういった内装とか棚のつくり方とか、そういうものにおいても、皆さん方がちゃんと、1階のショールームの棚は宮崎県の県産材を使うと指定をしてさせるとか、防災、防火上の問題があれば、ちゃんと不燃処理をしてやるとか、いろんなものがあるんです。だから、今回つくるのは、宮崎のKONNEとしては、宮崎のものを全てこういう形で発信したいと、情報の基地なんでということで、その内装のいろんな部分のところまで、そうやって、皆さん方が県産のものを使って指定してやっているんなら、多少そうやって高くなっていくだろうなと思うんですけど、一切そういったものを、向こうに全部委託してという形であるとちょっと解せないところがあるんで、やっぱりそういったことまでひっくるめて、せっかくつくるんなら、中のその内装に使う部分も、県内の素材が使えるやつだったら、そういった県産材を使ったケースにするとか、いろんなことも工面をしてもらうと、より宮崎をアピールできるんじゃないかなというふうに思うんで、その辺の検討もしてみてください。

○中嶋オールみやざき営業課長 おっしゃるとおりでございまして、特に、県産材につきましては、我々もぜひ使いたいということで、林務のほうにも協力を求めまして、実際その大成建設と、どういう形で県産材が使えるかというのを、実際見ていただいたりとか、そこまで踏み

込んで協議をさせていただいているところでございます。

○星原委員 よろしく申し上げます。

○坂口委員 そのところは、単純に高過ぎるなどというのが、みんなが思っている疑問だと思うんです。それで、事情があるというのもわかる。事業費は、公共事業じゃなくて、県単費でやるんですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 県単の事業であります。

○坂口委員 補助公共では、そういう契約と積算のあり方というのは、認められる手法ではあるんですか。随意契約になって、相手方が言う金額でやっていかざるを得ないという契約のあり方というのが、補助公共の場合認められるか、県単だから、そういう契約もできるのか。具体的にいったら、そこで設計者が出てきます。そこに単価が出てきて、そして、工事費が出てきて、経費が出てきて、工事金額、予定価格が決まってくるというのが、公共事業の契約に対しての数字の決め方です。数字を入れてない、そういった金抜設計書ってあります。金抜設計書を大成建設が入れた場合と、本県が公共事業の一つの物価版に伴って、標準歩掛かりを入れた場合との金額が当然、今、かなり差がある金額が出てきますよということを星原委員は言っているんだと思うんです。僕は、これが補助公共事業だと、会計検査院を合理的に説得するだけの根拠がないから難しいと思うんです。ただ、県単だったら、県の考え方で許されるんかもわからないけれど。そのところが一つ疑問だから、そういった場合、金抜設計書というのをちゃんと大成から求めて、それに営繕課が数字を入れていって、向こうが提示した数字とどれぐらい開きますよというのを、一つは後学のために、

いつかは示してほしいというのをお願いしておきたいと思います。

○中嶋オールみやざき営業課長 我々も、大成とそういう見積もりといたしますか、当然出させていただきますまして、そこにつきましては、営繕課にも見ていただいて、当然削るところは削って、節約して、適正な価格で発注したいというふうに考えております。

○坂口委員 それがもし可能なら、何らもう感覚的に僕らが間違えているだけで。やっぱり坪当たり200万ぐらい、設備を外してもかかるというのは、どう見てもリニューアルで高いなと思うんですけれど。ただ、それだけのぜいたくづくりになってしまったんだっていうことへの理解はできるけれど。ちょっとそのところで一致しない部分があるんですが、高過ぎるなって、何か特別な事情があって、相手のペースに乗っかっているんだとしたら、これちょっと公共事業としてやる、交付金をやっぱり財源にしてやる契約のあり方ではちょっと工夫がいるかなと、見積もりをとったり、随契だったら、そこで価格交渉をやったりとか。だから、そこでのやっぱり価格の決め方というのは、それをやる県の考え方に基づいて、交付金の出し方に基づいてやらないとだめだから、まず、見積もりがとれると思うんです。見積もりは幾らって、こういうことが世間の相場ですよというのは、大成と詰められると思うんです。それが1つと。

我々は、公共事業として、これで十分世間の相場、公共事業として認められたルールに基づくところの金額ですよということになる。そこで、いや、うちは、ある意味じゃ、これはもう単なる、鉄を使ってますからとか金の棒を使ってますからという差が出てきたとき、金の棒は要らないよというのが今言われた、やっぱり詰めて

いくという予算。そこらをしていくことになれば、そんな数字出てこないんじゃないかなと思うので、どうも違うんじゃないかなと思うものですから。さっき言ったように、金抜設計書を営繕に持って帰って、今の物価版から数字を入れさせてストックしたのを、いつかまたこの場で示してもらおうと、今の疑問に対してもわかるかなと。

○中田商工観光労働部長 どうもありがとうございます。本当委員のおっしゃるとおりですので、我々が、設計を見ても、正直言って素人ですからわかりませんが、当然、県が責任を持って発注してやるわけですから、委員が、今アドバイスいただいたような形で、しっかり県土整備部にアドバイスいただきながら、やっていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○島田副委員長 部長にお伺いしたいんですけど、21ページのみやざき産業振興戦略なんですけど、この中の商工会の経営指導員の指導というところです。先般伺ったんですけれど、商工会議所の指導員について、県から出向して指導することはできないかということでお伺いしたんですけれど、その地域の商工会議所に指導員というのは配置されているんです。指導員が2人いるときに1人やめたら、そこの地域の中でまた1人入れるようになっているんですが、私が聞いたのは、地方の商工会議所の指導員のレベルをもう少し上げないと、やっぱり産業の疲弊化というのはそこが原因じゃなかったのかなと思っております。実は、くしまアオイファームは、18人で、若い20代の人がインターネットで販売しているんです。それで、いろんな企業との接点を持って、そこで事業を拡大していくという企画を組むんですけれど、やっぱり会

議所でそれをやるのが当然じゃないですか。会議所の会員も減っていくわけです。その経営者がもう年寄りになってきたから、新たな、自分の商業を拡大しようかという企画もできない状況だから、地元の経営指導員というよりも、やっぱりここは県のレベルの高い指導員を配置するか、指導に行くかということでやっておかないと、この26市町村の商工会と商工会議所のレベルというのは下がっていくんじゃないかなと思うんです。せつかくこれだけの企画をされているんだったら、もう一回会議所の指導というのをやってもらえんかなと思って、部長の見解をちょっと。

○中田商工観光労働部長 副委員長のおっしゃるとおりで、今、要するに、先ほど説明がありました、本県の場合は、中小企業が99%、そのうち、小規模企業が88%です。小規模企業が非常に多くを占めておるという状況の中で、おっしゃいましたとおり、商工会議所、商工会の果たす役割というのは非常に大きなものがあるというふうに思っています。現状として、商工会議所は、まだ複数人の指導員がおりますけれども、問題は、商工会のほうが、非常に指導員の数が少ない、2人のところもありまして、1人の指導員しかいないというところもございます。

この人たちをいかにレベルの高いところに持っていくかというのが、本当大きな課題なんです。なかなか数を、予算の関係とかあってふやせないという状況も一つあるんですけれども、検証はもちろんやっていかないといけないというのがございます。

そういう中で、今、商工会連合会のほうが産業振興機構と連携協定を一応結んでおりまして、産業振興機構は、たくさん専門家を持っているんです。外部の専門家をかなり持っております

ので、一つは、商工会を補完するような形で、商工会の指導員の指導とか、企業さんの指導とかも含めて、そういう外部の人材を活用するような仕組みづくりを、今、商工会連合会のほうでは一応やっていたいただいているところです。

もう一つが、国のほうで経営発達計画というのを今認定をして、本県の場合、半分の商工会が一応認定を受けているんです。これは、伴走型支援ということで、企業に寄り添った形で支援していくということになっておりますので、なお一層その指導員の資質を上げていかないといけないというのがございます。だから、そこあたりを、県だけではなかなか難しいところもございますけれども、商工会議所連合会、それとか、商工会連合会あたりと、要するに県レベルの連合会がございまして、そのあたりとしっかり連携しながら、資質の向上に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○島田副委員長 やっぱこの指導員が強力的にぐいぐい引っ張っていくような強さがなかったら、地方の商店街というのはなくなってしまうんです。今、西諸地区で、留学生を受け入れて半年間教育をして、その留学生が帰って、企画して、もうかるような要素をつくってくれたんです。その中で、今、米を100トン送ってくれというようなレベルになってきてるんだそうです。商工会議所の指導員がそういうことをやっていたら、次から次に外国との交流も出てくるんですけど、そういうことができないんです。そこはやっぱり県として指導していくべきじゃないかなと思うんです。今後の問題でしょうから、ひとつよろしく願います。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、その他報告事項に関する質疑を終了します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって、商工観光労働部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時53分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

午後の審議は午後1時再開いたします。暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後0時59分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました議案等について、県土整備部長の概要説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○東県土整備部長 県土整備部でございます。よろしく願います。

議案の説明に入ります前に、まずおわびを申し上げます。

このたび、西都土木事務所が、昨年10月に発注しました西米良村内の工事におきまして、許可なく保安林内の立木の伐採等を行う森林法違反の事案が発生いたしました。詳細につきましては、先週、記者会見で県民の皆様にご公表したところでありますが、2月の公用車の車検切れ事案に続き、今回、このような不祥事が発生しましたことを大変申しわけなく思っております。今後、改めて、職員への指導を徹底し、再発防

止に努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

続きまして、お礼と御報告を申し上げます。着席させていただきます。

先月、常任委員会委員の皆様、県北と県南、それぞれの地区において視察を行っていただきました。この場をおかりしまして、お礼を申し上げます。

そして、報告でございますが、まず、1点目としまして、5月12日から13日にかけての豪雨による公共土木施設の被害状況について御報告いたします。河川と道路を合わせた被害総額は、県が4億7,300万円、市町村が2億5,800万円で、合計7億3,100万円となっております。なお、この豪雨によって、国道219号の西米良村村所において崩土が発生し、全面通行どめとなっております。

現在、崩土除去などの工事を行っておりまして、作業が順調に進めば、7月上旬には片側での交通開放ができるものと考えております。

本復旧に向けても、国との協議を行い、災害査定前に応急工事として着手する方向で準備を進めております。早期の復旧に向けて全力で進めておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

また、昨日の梅雨前線による大雨の被害について、現時点での状況を御報告します。

県土整備部が所管しています道路では、県道日南志布志線が路肩決壊により一部区間で全面通行どめとなっております。このほか、国が管理する国道220号では、斜面崩壊により日南市宮浦から風田の区間が全面通行どめとなっており、現在、詳細な状況について確認を行っており、ところでございます。

なお、昨夜は地震も発生しまして、延岡市で

震度4を観測いたしました。現在のところ、道路を初め、県が管理する施設での被害報告はございません。

続きまして、2点目ですが、えびの高原、硫黄山周辺の県道の通行規制についてであります。5月9日に、硫黄山周辺の火口周辺警報が発表されまして、噴火警戒レベルの引き上げが行われたことを受け、県道1号線、小林えびの高原牧園線ですが、この一部区間において、現在、道路の全面通行どめを行っております。地元住民や観光客など、利用者の皆様には、御不便、御迷惑をおかけいたしますが、人命優先のため、御理解、御協力をお願いしたいと考えているところであります。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめぐっていただきまして、目次をごらんください。

まず、議案といたしましては、青島の賑わい創出拠点整備事業に係る一般会計補正予算及び工事請負契約の変更についてでございます。

次に、報告事項といたしましては、繰越明許費についてほか2件、最後に、その他報告事項でございますが、22万トン級クルーズ船受入環境の整備についてほか4件につきまして御報告させていただきます。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、担当課長のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。部長による概要説明が終了いたしました。

次に、議案に関する説明を求めます。

○中原管理課長 管理課でございます。県土整備部の6月補正予算の概要について御説明をい

たします。商工建設常任委員会資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正でございますが、事業1本でございます。この表の右から3列目、太線で囲んでいるDと書いてあるところでございます。6月補正額をごらんください。

一番左側の事業別の区分では、中ほどのその他の欄になります。補正額が1億810万円の補正をお願いをいたしております。これによりまして、一般会計と特別会計を合わせました補正後の額でございますけれども、その右側の列、Eというところの一番下でございます。712億7,087万3,000円でございます。前年度の6月現計予算額との対比としましては、右に書いておりますけれども、99.4%となっております。今回の補正の総括は以上でございます。

○上田道路建設課長 道路建設課でございます。委員会資料の3ページをお開きください。

議案第7号「工事請負契約の変更について」であります。これは、国道327号佐土の谷工区で施工します(仮称)佐土の谷2号トンネルに関する工事請負契約の変更であります。1の佐土の谷工区の事業概要であります。下のほうの管内図をごらんください。当工区は、国道327号の諸塚村大字セツ山から椎葉村大字松尾の区間の道路改良事業で、延長3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費約72億円であります。

2の(仮称)佐土の谷2号トンネルの概要であります。延長229メートル、車道幅員5.5メートル、全幅8メートルで、ナトム工法により、諸塚村側から掘削を行う工事であります。

3の工事請負契約の概要であります。現在の契約金額は6億1,425万5,400円、変更契約の金額は6億2,227万706円で、801万5,306円の増

額を予定しております。契約の相手方は、内山・伊達・日新特定建設工事共同企業体で、工期は、平成30年3月20日までとなっております。

4の変更理由であります。平成29年3月から適用します。公共工事設計労務単価に係る特例措置による請負金額の変更であります。

詳細は、5ページの公共工事設計労務単価の改定についてをごらんください。

今回の変更契約につきましては、国が最近の労働市場にあわせて単価を改定することに伴いまして、本県も国と同様に単価改定による変更を行うものでございます。

今回の(仮称)佐土の谷2号トンネル工事につきましては、2の(1)の特例措置に記載しております受注者からの請求があり、新しい単価で変更契約をするものであります。

道路建設課からは以上であります。

○中村都市計画課長 都市計画課であります。

議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算」について御説明いたします。

お手元の冊子、平成29年度6月補正歳出予算説明資料のインデックスで都市計画課のところ、47ページをお開きください。

左から2列目の補正額欄にありますように、今回、1億810万円の増額補正をお願いしており、この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額にありますように、26億7,343万7,000円となっております。

補正の内容について御説明いたします。49ページをお開きください。

(事項)青島亜熱帯植物園環境整備事業費の一番下にありますように、新規事業「青島の賑わい創出」拠点整備事業」であります。この事業の詳しい内容につきましては、委員会資料で御説明をいたします。

再びお手数でございますが、常任委員会資料の2ページをお開きください。

新規事業、「青島の賑わい創出」拠点整備事業であります。

初めに、1の事業の目的であります。県立青島亜熱帯植物園は、平成28年3月のリニューアル以降、多くの来園者が訪れておりますが、今回、植物園に隣接し、ことし7月にリニューアルオープン予定の民間施設「青島屋」との相乗効果により、官民連携による観光地域づくりを行うことを目的とし、園内にあります老朽化した果樹温室等を再整備するものであります。この整備により、観光地としての魅力や、おもてなし環境を向上させ、青島地域の活性化に寄与しようとするものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は、1億810万円をお願いしております。財源は、地方創生拠点整備交付金であり、この地方創生拠点整備交付金につきましては、ことしの4月末に国の採択を受けましたことから、今回補正予算として計上させていただくものであります。事業期間は、平成29年度であります。

事業の内容の御説明をいたします。下の計画平面図が、青島亜熱帯植物園を示した図でございます。この中で、楕円で2つ囲んでおりますが、果樹温室1棟と培養温室3棟につきましては、来園者の皆様が植物の学習を行ったり、草花の培養に参加できるような体験型の施設として改築を行うものであります。

また、右上に隣接する民間施設として示しておりますのが、青島屋でございます。

最後に3の事業の効果であります。

本事業の取り組みにより、宮交ボタニックガーデン青島が、青島地域における観光拠点としての魅力をさらに高めることにより、利用者や

観光客の増加が見込まれ、青島地域全体の活性化に向けた経済波及効果が期待できるものであります。

説明は以上であります。

○渡辺委員長 ありがとうございます。説明が終了いたしました。議案に関する質疑はございませんでしょうか。

○黒木委員 この青島亜熱帯植物園は、28年3月のリニューアル前後で、来園者数はどのように変わっているのでしょうか。

○中村都市計画課長 平成26年、27年がちょうどリニューアル中でございましたので、リニューアル前の平成25年で見ますと、9万8,000人の入園者でございました。リニューアル後、平成28年度でございますが、35万4,000人の多くの入園者を得ております。

○黒木委員 かなりふえてるわけですか。そうすると、民間施設青島屋というのはどういう施設でしょうか。

○中村都市計画課長 青島屋は、ちょうど参道の入り口に面していて、前からあったわけでございますが、今回再編するということでございまして、1階がお土産、それから、2階がレストランになっておるんですが、とりわけ、1階にオープンカフェを設けるといってございまして、どうも聞くところによりますと、この亜熱帯植物園のリニューアルの状況を見ていて、これは機会であるというふうなことで、再整備を図ったということでお聞きしております。

○黒木委員 この平面図の中で、学習棟というのがあるんですけど、これはどのような人が、どれぐらい、どういう利用のされ方をしているのでしょうか。

○中村都市計画課長 学習棟につきましては、多くの方々に利用していただいておりますが、

例えば、草花の展示でありますとか、あるいは植栽体験教室でありますとか、こういった御利用をいただいております。

○黒木委員 これは、学校の児童生徒とかが利用されているわけですね。そうすると、今回の事業内容は、果樹温室と培養温室の改築ということですが、現在中に入っている果樹とか培養しているものを、体験型のようなことをやるということで、今後どのように具体的に変わっていくのかお伺いします。

○中村都市計画課長 まず、現状の果樹温室等でございますが、現状でもよく御承知のように、マンゴーとかバナナとかパイナップルとか、こういう熱帯果樹をやっております。また、非常に珍しいものとして、ソーセージのような実がなるソーセージの木とか、幹から直接、ピンポン玉ぐらいの紫色の実がなるジャボチカバとか、非常に珍しい木がございます。こういった果樹を移設できるものは移設をし、また、新たに新設できるものは新設をしということで、さらに魅力を高めるような果樹室にしていきたいと思います。

また、培養施設につきましては、先ほど申しましたように、園内に植える草花をふやすという意味の培養室でございますけれども、その培養に当たって株分けでありますとか、造園教室であるとか、こういった体験型のことができる施設として再整備をしたいと思いますというふうに考えております。

○黒木委員 リニューアルする前とは3倍以上来園者がふえているということで、さらにこの地域の活性化につながるような取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

○渡辺委員長 よろしいですか。関連ありますか。

○重松委員 関連ですが、大温室でしたか、ガラスが割れて入館できなかったんじゃないかと思うんですけども、いつ復旧をされて、原因は何だったんでしょうか。

○中村都市計画課長 確かに、大温室は、ガラスが実は2回割れてございます。1回目が、28年の6月10日に、大温室東側の側面ガラスの最上部が割れてございます。また、2回目は、10月10日に、大温室の、今度は西側の側面ガラスの最上部が割れてございます。1回目が、6月10日から6月29日までの20日間です。2回目が、10月11日から11月16日までの37日間の閉園を余儀なくされております。

原因でございますが、割れたガラス片を、いわゆる専門の検査機関でありますとか、あるいは大学の先生でありますとか、持ち込みましていろいろ原因は聞いたわけでございますが、何らかの原因で割れたということは間違いございませんけれども、これが原因だというふうな特定には至ってなかったものですから、それで対策といたしまして、全ての側面のガラスに、飛散防止フィルムを張るという形で安全性を高めるという措置をしたところでございます。

○重松委員 ちょうどその28年6月に私も見学にいったんですけど、ちょうどその入れないときだったものですから、今フィルムを張って安全対策されたということで注意をしてやっていただきたいと思います。

○満行委員 この工事請負契約の労務単価というのは、単純にこのふえた分は、労働者にいくのか、それとも、あくまでも単価なので、その労務者との配分は会社で勝手に決められるのかお聞きします。

○大坪技術企画課長 設計労務単価についてでございますけれども、これは、工事費算定の積

算に用いる価格でございまして、前年度に国のほうが、国交省と農水省でございすけれども、全国の工事をピックアップしまして、実際にどの程度の労務単価、労務をお支払いしているかというような調査を行いまして、その分、支払うべき労務単価、それから、個人で負担すべき社会保障等の費用、そういうのをひっくるめた形で、工事の中で見る価格として設定をしますのでございす。それで、積み上げをいたしまして、工事費を算定するというに用いているものでございまして、必ずしも直接労務者に渡る金額というわけではございせん。

○重松委員 ちょっと細かい話で、今の佐土の谷工区の幅員、上の事業概要の中の(5)幅員5.5メートル(7.0)と下のトンネル工事との違いは一体何ですか。

○上田道路建設課長 上のほうの1番のほうについては、トンネル部以外の道路の幅員を示しています。2メートル75の車道幅員、これが2車線ありますので5メートル50、あと路肩は75センチ、両側ありますので1メートル50足していただいて7メートル、あと2本のトンネルについては、車道幅員が2メートル75で、路肩が50センチということで、両側で1メートル、あと監査歩廊ということで、人が歩けるように、いろんな点検とか含めまして行けるようにということで、75センチ、両側とってますから、トータルで8メートルということになっております。

○重松委員 足して8メートルになるということですね。わかりました。

○渡辺委員長 議案についてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、次に報告事項に関する説明を求めます。

○中原管理課長 報告事項でございす。資料

の6ページをお開きいただきたいと思ひます。横置きになります。平成28年度に御承認いただきました繰越明許費の額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告をさせていただくものでございす。

資料でございすけれども、6ページから9ページにかけて、この明許費について、会計区分ごと、所属ごと、事業ごとにそれぞれ記載をしておるところでございす。

8ページをごらんいただきたいと思ひます。

一般会計の合計の欄をごらんいただければと思ひます。一般会計の繰越明許費の確定額でございす。中ほどの繰越額という列がございす。ここの合計欄で256億7,684万8,348円でございす。繰り越しの理由につきましては、各事業ごとに、この表の右のほうに主なものを記載しておりますけれども、関係機関との調整ですとか、用地交渉等に日時を要したこと、さらには国の補正予算の関係、工期が不足したこと等によるものでございす。

9ページをごらんください。特別会計を2件ここに上げてございす。上の表が公共用地取得事業特別会計でございす。繰り越し確定額が8,675万7,952円でございす。用地交渉等に日時を要したことによるということございす。

その下の表でございす。港湾整備事業特別会計でございす。合計の欄をごらんいただきますと、繰り越し確定額9,334万円でございまして、関係機関との調整に日時を要したことによるというふうなことでございす。

最後に、一番下の、部の合計でございすけれども、ただいま申し上げました一般会計と特別会計を合わせた県土整備部の繰り越し確定額

の合計でございますけれども、258億5,694万6,300円となっております。繰越明許費の確定の報告につきましては、以上でございます。

次に損害賠償額を定めたことについて御説明をいたします。おめくりいただきまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

県有車両による交通事故の損害賠償でございます。これは、職員が運転します県有車両、公用車でございますが、駐車場内におきまして、バックする際に、相手方の車両と接触したことによるものでございます。損害賠償額は、右から2番目の枠でございます。8万8,000円でございます。全額が任意保険から支払われております。

交通事故防止につきましては、職員に対しまして、再三にわたり注意を喚起しているところでございます。また、今回、このような案件が発生しましたことから、しっかりと職員にも改めて交通安全の啓発、指導を徹底してまいりたいというふうに考えております。

管理課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○西田道路保全課長 委員会資料の11ページをごらんください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が6件でございます。それぞれの事故の内容について御説明申し上げます。発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりでございます。

上から説明いたします。1番目の枝落下事故につきましては、道路上方からおちてきた樹木の枝が車両を直撃し、車両のフロントバンパー及びボンネットなどを損傷したものであります。

本件は、その内容から被害者に過失を問うことができないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

2番目の土砂乗り上げ事故につきましては、昨年の台風16号の豪雨により、道路上に少量の土砂が流出する中、これに乗り上げながら車両で走行していたところ、大量の土砂流出により走行不能となり、車両のフロントバンパーなどを損傷したものであります。運転者に漫然運転及び安全注意義務違反の過失がありますので、5割の過失相殺を行っております。

3番目の倒木事故につきましては、突然倒れてきた倒木が車両を直撃し、車両上部及びドアフレームなどを損傷したものであります。本件は、その内容から被害者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

4番目の落石事故につきましては、道路上におちていた石に車両が乗り上げ、車両のホイールなどを損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。

5番目の側溝ふた不全事故につきましては、対向車を避けようとして左にハンドルを切ったところ、車道沿いに設置されていた側溝のふたが外れていた部分に、左後輪が落ち込み、車両のスライドドアなどを損傷したものであります。運転者に前方不注視の過失がありますので、2割の過失相殺を行っております。

6番目の落石事故につきましては、道路のり面からおちてきた石が車両を直撃し、車両の天井部を損傷したものであります。本件は、その内容から被害者に過失を問うことはできないと判断しておりますことから、過失相殺は行っておりません。

損害賠償額は、4万8,021円から85万6,500円となっておりまして、全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き、道路パトロールを徹底するなど、道路施設の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課は以上であります。

○渡辺委員長 ありがとうございます。報告事項に関する説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○明利港湾課長 港湾課でございます。22万トン級クルーズ船受入環境の整備について御説明いたします。委員会資料の12ページをお開きください。

まず、1の背景についてであります。日南市にあります重要港湾、油津港につきましては、これまで県南地域の物流拠点として港湾整備を進めております。

その一方で、広い水域と連続した岸壁を有する特性を生かし、地元日南市を初め、周辺市町と県で大型クルーズ船の誘致や受け入れ環境の整備を進めた結果、県内では唯一16万トン級クルーズ船の受け入れを行っており、寄港回数も増加しているところでございます。

現在、国内に寄港しているクルーズ船は16万トン級が最大ですが、さらに世界最大となります22万トン級のアジア配船も計画されており、油津港においても受け入れについての打診があったところであります。そのため、昨年度、国土交通省の官民連携による地域活性のための基盤整備推進支援事業にて検討を行いました結果、施設を一部追加することで、既存岸壁を有

効活用した受入が可能との結論を得ましたことから、整備を実施するものであります。

次に、2の概要についてであります。事業年度は29年度、事業名は、社会資本総合整備交付金で、事業費としまして3,600万円を予定しております。

内容としましては、13ページの参考に示しておりますように、着岸時にクッションの役目となります防舷材及び綱をとるための係船柱をそれぞれ1基ずつ整備するもので、通常はコンテナ船などの荷役作業に支障となるため、クルーズ船が寄港する際のみ設置できる着脱式としております。

最後に、3の効果についてであります。

22万トン級クルーズ船は、16万トン級より1,000人以上も多い観光客を一度に運べることから、周辺地域へのより一層の経済波及効果が期待され、油津港のストック効果がさらに高まるものと考えております。

また、九州東岸では、唯一、油津港にのみ寄港が可能となり、太平洋側の周遊ルートも企画できるため、アジア配船の実現に弾みがつくとともに、太平洋側を中心とした国内各地への経済波及効果についても期待されているところであります。

港湾課は以上であります。

○中村都市計画課長 都市計画課でございます。

私のほうからは、美しい宮崎づくりに関する取組状況についてと、都市公園等に関する次期指定管理者の指定についての2点について御説明いたします。

資料の14ページをお開きください。

まず、美しい宮崎づくりに関する取組状況についてであります。初めに、1の取組の概要であります。美しい宮崎づくりの推進に向けま

しては、本年4月に施行いたしました美しい宮崎づくり推進条例に基づく、施策の実効性を高めるための推進体制として、知事を本部長といたします推進本部を設置し、推進計画の策定を行いますとともに、条例に関する普及啓発や県民等との協働による美しい宮崎づくりを推進していくこととしております。

次に、2の美しい宮崎づくり推進計画の策定についてであります。県民、事業者との連携による美しい宮崎づくりを推進するため、県、市町村、県民、事業者の役割分担と具体的な取り組みを示した推進計画を策定し、条例に基づく施策を全庁的に推進することとしております。

(1)の計画期間についてであります。スケジュール感を持って美しい宮崎づくりに取り組めるよう、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックや、平成38年の宮崎国体などの開催を見据えまして、平成29年度から38年度までの10年間の計画期間としたいと考えております。

(2)のPDCAサイクルの構築についてであります。計画の策定後は、毎年度、施策の取り組み状況をまちづくり団体の代表者などからなる有識者会議に御報告いたしまして、いただきました助言を次年度の施策に反映させるPDCAサイクルを構築したいと考えております。

(3)の策定スケジュールについてありますが、現在、庁内において計画素案の策定作業を進めており、今後、8月にはパブリックコメントを実施し、寄せられた御意見をもとに必要な修正を行った後、有識者会議や推進本部会議、そして、県議会への御報告を適宜行いながら、条例で定めた美しい宮崎づくり推進強化月間です。11月には公表ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

資料の15ページをお開きください。

最後に、3の美しい宮崎づくりへの県民等の参加促進についてであります。先ほど申し上げた推進計画の策定以外にも、普及啓発活動や県民の皆様との協働など、さまざまな取り組みを行うこととしております。

まず、(1)の普及啓発による機運の醸成のための取り組みといたしまして、条例が施行された4月以降、県広報みやざきや新聞、さらには、テレビやラジオの県政番組など、さまざまな媒体を活用いたしまして、美しい宮崎づくりをアピールするとともに、フェイスブックページを活用しまして、そこに米印で情報発信の取り組み事例を示していますように、バス停周辺に花を植えている地域住民の取り組みや沿道に花を植えている事業者の方々との取り組みなど、美しい宮崎づくりに関するさまざまな情報の発信に取り組んでおまして、これが4月以降、すぐに取り組んだこととございます。

資料の16ページをお開きください。

6月以降の取り組みとしまして、6月中には美しい宮崎づくり活動団体の登録を開始することとしているほか、6月24日には、みんなで築く美しい宮崎づくりと題しました講演会やパネルディスカッションの開催を予定しております。さらに、美しい宮崎づくり推進強化月間である11月には、活動団体の事例発表や意見交換、知事表彰等を行いたいと考えております。

また、今申し上げました普及啓発と併行し、(2)の県民等との協働による各種施策の推進といたしまして、沿道修景美化や河川などの環境美化について、県民等と協働して取り組むほか、森づくりの推進など、関係部局とも連携しながら、美しい宮崎づくりに関する施策を全庁的に推進してまいりたいと考えております。

以上、美しい宮崎づくりに関する取組状況に

ついて御説明いたしました。

続きまして、都市公園等に関する次期指定管理者の指定について御説明いたします。

それでは、17ページをごらんください。

説明の流れとしましては、まず初めに、現在の管理運営状況について御説明し、次に、次期の募集方針案について、最後にスケジュールについて御説明いたします。また、県立平和台公園など5つの都市公園等について、3つのグループに分けて指定管理を行っておりますことから、グループごとに説明をさせていただきます。

それでは、初めに、1の現在の管理運営状況について御説明いたします。

(1)の県立平和台公園及び県総合文化公園につきましては、アの施設の概要にありますように、指定管理者として、株式会社馬原造園建設が管理を行っております。イの施設の利用状況であります。平成28年度で見ますと、平和台公園は約5万人、総合文化公園は約4万4,000人の利用者数となっております。ウの施設収支状況であります。収入の欄、指定管理料は、平成28年度で見ますと、8,240万円となっております。

エの利便性やサービス向上、利用者増の取組につきましては、オの評価と一括で御説明させていただきます。

(ア)の県立平和台公園では、平和の塔周辺ライトアップやホテル鑑賞会などの地域特性を生かした自主企画事業に取り組んでおり、また、公園ボランティア団体を活用した花壇整備等を行うなど、県民との協働にも積極的です。

18ページをお開きください。

(イ)の県総合文化公園では、夏休み！ツリーイング体験会や盆景教室等の各種園芸教室などの自主企画事業に取り組んでおり、また、花

ショウブの補植や公園ボランティア団体を活用した花壇整備等を行うなど、県民との協働にも積極的であり、両公園とも管理運営は適切に行われていると評価しております。

続きまして、(2)の宮崎県総合運動公園及び県立青島亜熱帯植物園につきましては、アの施設の概要にありますように、指定管理者として一般財団法人みやざき公園協会が管理を行っております。

イの施設利用状況であります。平成28年度で見ますと、青島亜熱帯植物園は約35万人、宮崎県総合運動公園は約136万人の利用者数となっております。

ここで、先ほど黒木委員の御質問にもお答えしましたが、青島亜熱帯植物園について再度補足をさせていただきます。

青島亜熱帯植物園は、平成26年度、27年度はリニューアル工事中でございましたので、利用者数が少なくなっております。また、資料中に記載はございませんが、リニューアル工事前の平成25年度の利用者数は、約9万8,000人でありまして、リニューアル前後で約3.6倍に増加をしております。

ウの施設収支状況であります。収入の欄、指定管理料は、平成28年度で見ますと、1億1,518万3,000円となっております。

エの利便性やサービス向上、利用者増の取組につきましては、先ほどと同様、オの評価と一括で説明させていただきます。

19ページをごらんください。

(ア)の総合運動公園では、バラまつりや春・秋のお茶会などの自主企画事業に積極的に取り組んでおり、また周辺ホテルと連携したぐるっと青島レンタサイクルを運営し、公園内の利用者や青島の観光客の利便性の向上が図られてお

ります。

(イ)の県立青島亜熱帯植物園では、ブーゲンコレクションやパラボラチョコカフェなどの自主企画事業に積極的に取り組んでおり、また、青島サンデーマーケットや夜間ライトアップなど、青島地域の関係団体や周辺施設と連携した取り組みにより、青島地域の活性化に貢献しており、両公園とも管理運営は適切に行われていると評価しております。

続きまして、(3)の特別史跡公園西都原古墳群につきましては、アの施設の概要にありますように、指定管理者として、一般財団法人みやぎ公園協会が管理を行っております。

イの施設利用状況であります。平成28年度で見ますと、約3万4,000人の利用者数となっております。

ウの施設収支状況であります。収入の欄、指定管理料は平成28年度で見ますと2,574万5,000円となっております。

エの利便性やサービス向上、利用者増の取組につきましては、オの評価と一括で御説明させていただきます。

20ページをお開きください。

特別史跡公園西都原古墳群では、春の山野草を食べようや夏休み虫取り教室などの自主企画イベントに積極的に取り組んでおり、また、西都原考古博物館などの周辺施設や地域との連携も良好で、管理運営は適切に行われていると評価しております。

次に、2の次期の募集方針案について御説明いたします。

(1)の募集対象施設ですが、今、御説明いたしましたアからオの5施設を対象としております。

(2)の業務の範囲は、アの都市公園等の利

用、イの都市公園等の維持及び保全、ウの都市公園等の利用促進に関する啓発及び企画に関する業務など、4つの業務となります。

(3)の指定期間は、平成30年4月1日からの3年間としております。

(4)の基準価格につきましては、5つの施設を今期と同様に3つの公募単位として、まず、1の平和台公園と総合文化公園は、年額8,951万7,000円で、次に、2の総合運動公園と青島亜熱帯植物園は、年額1億3,660万6,000円、最後に、3の特別史跡公園西都原古墳群は、年額2,765万2,000円と設定しております。

(5)の利用料金につきましては、県立青島亜熱帯植物園の学習室の使用料は、指定管理者が徴収業務を行います。これは全額県の収入となります。

(6)の募集概要にありますように、募集期間は7月3日からの約2カ月としております。

21ページをごらんください。

(7)の資格要件につきましては、アにありますように、宮崎県内に事業所または事業所を有する、または設置しようとする法人その他の団体であることなど各種要件を記載しております。

(8)の選定であります。

アの審査の流れにつきましては、まずは、表の上段にありますように、申請された書類に基づき書類審査を行います。次に、表の中段にありますように、指定管理候補者選定委員会によるヒアリング等の審査を行った上で、表の下段にありますように、選定委員会の審査結果と県内部において評価した結果を指定管理候補者選定会議で照らし合わせることであります。

イの表にありますとおり、指定管理候補者選定委員会の委員の方々は、学識者、公認会計士、

利用者代表等の外部委員で構成されております。

また、ウの表にありますとおり、指定管理候補者選定会議は、県土整備部長を議長とするメンバーで構成されております。

22ページをお開きください。

(9)の選定基準・審査項目・配点につきましては、表中のアからオの5つの選定基準につきまして、それぞれ記載しております審査項目と配点により、審査を行うこととしております。

都市公園等の管理につきましては、利用者サービスの向上や、それを支える体制の確保が重要と考えておりますことから、イの公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画や、エの事業計画を着実に実施するための管理運営能力を重視し、配点をしております。

最後に、3のスケジュールについて、御説明いたします。

7月3日から9月4日までの募集期間を経て、9月下旬に指定管理候補者選定委員会による審査、10月上旬の指定管理候補者選定会議による確認を行い、指定管理候補者を選定した後、11月議会に指定管理者の指定議案を提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

都市計画課からは以上でございます。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課でございます。

委員会資料の23ページをごらんください。

県央・県南地区の県営住宅に係ります次期指定管理者の指定について御説明いたします。

まず、1の現在の管理運営状況についてであります。(1)の施設の概要であります。県北地区を除く8土木事務所管内の83団地6,768戸について、一般社団法人宮崎県地建物取引業協会が平成27年度から3年間、指定管理者として管理運営を行っております。

(2)の施設利用状況であります。26年度までが第3期で、太枠で囲んでおります27年度から第4期となりまして、第4期は、第3期の26年度と比較して、定期募集における入居募集戸数、応募者数とも減少しております。これは、27年3月から入居希望者への住宅提供機会の拡大や空き住戸の活用促進を目的としまして、随時募集を開始したことから、定期募集における入居募集戸数等が減少したものであります。

(3)の施設収支状況であります。表の一番下の収支差額のとおり、26年度と27年度は黒字で、28年度はゼロとなっております。これは、28年度に、表の下から3番目にあります指定管理者事業調整準備金を新たに設け、2,200万円余を繰り入れたことによるものであります。この準備金につきましては、現在の指定管理者が指定管理業務を継続して受託できなかった場合に、退職手当やリース物品の残額の支払い等に充てるためのものであります。

24ページをお開きください。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取組であります。窓口の箇所数の増加、窓口の開業日の増加及び受付時間の拡充のほか、子育てお悩み相談など、県が要求した水準に比べて充実した取り組みがなされております。

(5)の指定管理者に対する評価であります。アにありますとおり、窓口の箇所数の増加等により、入居を希望する県民にとって、手続等の利便性が向上したこと、ウにありますとおり、県営住宅使用料の徴収率の向上により、県の収入増に貢献していることなどが評価できる点と考えております。

また、課題といたしましては、カにありますとおり、県営住宅の管理業務は、制度が複雑で、知識と経験を要することや、低額所得者であり、

さまざまな事情がある入居者へのきめ細かな対応など、入居者との信頼関係の醸成に時間を要するものがあるため、今後とも、人材育成と資質の向上に努めることが望まれるところであります。

次に、2の次期の募集方針案についてであります。

今回から県と都城市が共同で指定管理者を募集・選定し、同一の指定管理者が県営住宅と市営住宅を管理することとしております。

(1)の業務の範囲は、公営住宅法上、県が行うこととされております、入居者や家賃の決定、同居の承認などの業務、以外の業務でありまして、具体的には、アの県営住宅の入退去の手续や、イの家賃等の徴収、ウの施設の維持保全業務のうち、軽微なものなどであります。

(2)の指定期間は、平成30年度からの5年間、(3)の基準価格は、年額1億9,028万8,000円としております。

(4)の利用料金であります。家賃につきましては、公営住宅法施行令により、駐車場使用料については、県の告示によりそれぞれ定められており、これらは指定管理者が徴収し、全額県の収入となります。

(5)の募集概要であります。期間は、平成29年7月3日から約2カ月間としております。

25ページをごらんください。

(6)の資格要件であります。入居者の利便性に配慮し、本店等のほかに、各土木事務所ごとに一つ以上の支店等を設置することなどを要件としております。

(7)の選定であります。アの審査の流れやウの指定管理候補者選定会議委員につきましては、先ほど都市計画課から御説明いたしました、県立平和台公園等と同様であります。イ

の指定管理候補者選定会議委員につきましては、表にありますとおり、学識経験者、社会福祉の専門家、公認会計士、利用者代表等の5名としております。

26ページをお開きください。

(8)の選定基準・審査項目・配点であります。表にありますように、アからオの選定基準につきまして、記載のと通りの審査項目と配点により審査を行うこととしております。

なお、県営住宅につきましては、公営住宅法等に基づく管理の要領が大変複雑であることや管理の対象となる住宅が広域かつ多数に及びますことから、選定基準のうち、ア、イ、及びエの配点を大きくしております。

最後に、3のスケジュールについてであります。

こちら、県立平和台公園等と同様、10月中旬に指定管理候補者を選定し、11月定例県議会に指定管理者の指定議案を提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

建築住宅課は以上でございます。

○前内高速道対策局長 高速道対策局でございます。

資料の27ページをお開きください。

高速道路等の整備状況と課題について説明いたします。

初めに、1番の整備状況の概要について説明いたします。

図の中に丸数字で①から⑩まで、各区間に番号をふっておりますので、その番号順に説明いたします。

まず、北から順に、九州中央自動車道についてです。①の延岡ー北方間の13.1キロメートルは供用済みです。

②の高千穂－日之影間の5.1キロメートルは、国が現在事業中であり、早期供用を目指しております。

③の蘇陽－高千穂間の約22キロメートルは、国が計画段階評価を行っております。これは、新規事業化を目指して、幅が1キロメートルほどある大まかなルートを検討しているものです。ことし3月に国による2回目の地域への意見聴取が行われたところであり、新規事業化に向けて一步前進したものと考えております。

④の日之影－蔵田間の約15キロメートルは調査中であり、新規事業化を目指しております。

次に、東九州自動車道についてです。

⑤の大分県境から清武南までの127.8キロメートルが供用済みであり、このうち延岡南から清武南までが有料区間となっております。

⑥の清武南－日南北郷間の17.8キロメートルは、国が現在事業中であり早期供用を目指しています。

⑦の日南北郷－日南東郷間の9.0キロメートルは、国が現在事業中であり、今年度完成予定です。

⑧の日南東郷－油津間の3.2キロメートルは、昨年度新規事業化され、現在、地質調査や設計を進めております。なお、鹿児島県側の⑩の夏井－志布志間の3.7キロメートルも同時に新規事業化されております。

⑨の油津－串間－夏井間の約34キロメートルは国が調査中であり、新規事業化を目指しています。

次に、都城志布志道路についてです。国土交通省、宮崎県、鹿児島県で事業を進めているところであり、⑪ですが、国土交通省施行区間13.4キロメートルのうち、供用済み延長は1.9キロメートル、現在事業中区間11.5キロメートルのう

ち、南横市－平塚間の2.8キロメートルは平成30年度に完成予定です。

⑫の宮崎県施行区間8.6キロメートルのうち、供用済み延長は3.2キロメートルで、現在事業中区間5.4キロメートルのうち、梅北－金御岳間の2.5キロメートルは、今年度完成予定です。

⑬の鹿児島県施行区間22.3キロメートルのうち、供用済み延長は8.3キロメートルで、現在事業中区間14.0キロメートルのうち、有明北－有明東間の4.3キロメートルは今年度完成予定です。

次に、スマートインターチェンジについてです。

スマートインターチェンジは、昨年度、山口スマートインターチェンジと門川南スマートインターチェンジが開通したところであり、⑭ですが、仮称国富スマートインターチェンジは、平成31年度開通予定です。

次に、⑮の川南パーキングエリアについてです。NEXCO西日本が、給油所を新設中であり、今年度秋ごろの完成目標としてます。また、川南パーキングエリアの隣接地におきまして、川南町が、情報発信基地や物販施設の整備を計画中です。

次に、⑯のワイヤロープの試行設置についてですが、東九州自動車道の門川－日向間の約3キロメートル、西都－宮崎西間の約8.6キロメートルについて、NEXCO西日本により、先日6月3日に設置が完了したところです。

以上が整備状況の説明です。

次に、2番の課題について説明いたします。

南海トラフ地震などの災害への対応の観点や県内の経済活動の基盤をつくる観点から、(1)ですが、まだ、事業化できていない区間の早期事業化が課題となっております。

また、(2)ですが、事業中の区間は、早期に供用開始すること、これも課題であります。

次に、(3)ですが、暫定2車線区間での正面衝突は重大事故につながる危険性が非常に高いことなどから、当面の間、付加車線の設置など手法を工夫しながら暫定2車線区間を4車線化していくことが課題です。

また、(4)ですが、地域の活性化や、高速道路利用者の安全性、利便性向上の観点から休憩施設の充実が課題です。

最後の(5)につきましては、全体に関係する話になりますが、開通直後からストック効果を最大限に発揮させるため、高速道路等のさらなる利活用促進が課題です。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡辺委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。質疑がございましたらお願いいたします。

○坂口委員 今の報告に関連して港湾課長ですが、さっき商工観光労働部をやって、油津港への大型クルーズ船の寄港誘致を積極的に進めるということで、当然あんな大きな事業ですから、かなりさきものまで寄港予定というのは、スケジュールが大まかには見えていると思うんです。そんな中で、例えば、具体的には、今やっている耐震補強工事、例のアンカー打ち込み作業、これはかなり大がかりな準備をもって作業船一つにしても、相当な経費をかけて、船を連れてきてやる作業ですよ。そんな中で、ぽこんぽこんと寄港予定がある。そのために、その作業を一時中止をして、そこらの仮設も含めてですけど、それを解除して、そのスペースをあける必要が出てくると思うんです。だから、具体的には工事施工業者からいえば、

工事のできない期間というのが出てくると思うんです。これが緊急入港とかじゃないから、もう前もって設計書をつくる時点で、ほぼ特に積算とかの時点ではわかると思うんです。そうなったとき問題なのは、そういったまず一時中止に伴っての設計変更、金額変更、それから、損料の積み上げということで、具体的には工期の延長ですけど、こういったものが、今の設計書に反映されておるかどうかということです。特に、今度の改正品確法あたりから、絶対業者を泣かせなさんよということはもう法律で、これは義務事項として今度は位置づけられました。そこらが、そういった他の部局、特に、施設を利用しながら、その施設に改善を加えていかんといかんようなものについての、その連携がとられてるのか。先ほどの商工観光労働部では、今の防舷材と係船柱の据えつけと、それしか把握してなかったんです。そこらがどんなになっているのかというのを。

○明利港湾課長 クルーズ船の寄港と工事の関連についてでございますけれども、クルーズ船の誘致といいますのは、港湾管理者といたしましても、ポートセールスの観点上重要な業務だと認識しておりますので、これまでも観光サイドと連携をとりながら、誘致活動を進めてきたところでございます。

そういう中で、港湾管理者としましては、もちろん港湾内での工事、それから、荷役業者との調整、これについては、クルーズ船の寄港が大体半年から1年前にはわかりますので、十分調整を図りながらやってきたところでございます。

特に、今御指摘のございました岸壁改良の工事につきましては、昨年度から現地に着手したということや、あと補正予算もいただいて発注

したということもございまして、なかなか設計書の段階から調整をした発注というのは、今のところは図られておりませんが、事前に十分調整をしながら、工期の延伸とかを業者さんと話し合いをしながら進めているところございまして、今後、工期延伸に伴う費用増とかいうことが発生すれば、協議の中で対応していきたいというふうに考えております。

それから、クルーズ船も冬場についてはかなり寄港回数が減りますので、次回からは、こういう冬場のほうに工事が集中といいますか、ピークが来るような工程で発注をしたりとか、今でもそうなんです、工区を小さく区切って、なるべく寄港と工事に影響がないような発注方式については考えているところございまして。

○坂口委員 なかなか難しいと思うんですけれども、途中でそういったことがでてくれば当然設計変更ですよ。特に工期の延伸、だから、積算工程と施工工程とが違えば、当然、実際かかる日にちをその中に入れていかんといかん。そうなれば、特に、今回のドリル船なんていうのは、聞いてみると、全国で2つしかおらんような船を連れてくるわけですから、損料は相当なものだと思うんです。そういった損料を業者さんが泣く泣く支払うというのは、これはもう絶対許されない行為というのと。

それから、今言われたように、誘致を推進していくというんですね。北九州の港なんて年間二百四、五十入るんです。それを目指していくわけだから、冬場があいてるとか、夏場がどうだからという工期を調整するのが1つはいかなものかというのと。入札方式でK値をつけているでしょう。K値の都合でそれがおくれたばかりに、全くもう手も出らんよという状況が出たりで、入札の公平性、それから、会社の経営

方針とか経営計画、そういったものを総合的に見たときは、これはかなり難しい作業と思うんですね。だから、事前に発注して、そして、予算がついたら、一日も早くお金の経済波及効果を出す、これも公共事業の義務ですから、そういったことをやるとするならば、今のような考えでは僕はだめだと思うんです。総合的な視点が抜けている、暇な時期に出しますとか、それから、場合によっては設計変更に応ずるというけれども、これは工期が延びれば、当然、損料というのは少なくともふえていくわけです。

それから、その代理人にせよ、現場の安全管理にせよ、全て経費がかかるものが、それだけ求められることになるから、これはやっぱり基本的にそのところは整理されておく必要があるんじゃないかなということで、これは今後の検討課題としてぜひ。業者をもうけさせろというんじゃないんです、泣かせちゃいけないということが。それをつとに感じるのが、この前の就職説明会です。いろんなブースを県内のあらゆる企業が設けて、そこで準備して待ってたけれど、こういった土木関係には、誰一人学生は来てないです。あれだけのブースを大がかりにやる。ということは、やっぱり若い子たちは、そこに魅力を感じてないんです。何かというと、土日休み、有給休暇がある、ボーナスがある、残業がないということが、これは、いいにせよ悪いにせよ、時代の流れなんです。そのところをやっぱり業者さんが、そういったものに対応できるだけの売上を確保できるかどうかでサービス向上やらしてたらとてもできないということです。

だから、今お金の問題言ってますけれども、特に僕がこだわっているのは、工期の問題なんです。例えば、ゆとり工期の発注をするって言う

たけれど、それが工費に、工期に算定されているか。土日をやっぱり休ませろというけれど、それが工期に算定されているか。それは、設計として裏打ちされているか、具体的には積算で見積もってくれているかお金を。そこらをやらないと、この担い手の確保一つ難しいと思うんです。これを総合的な視点からぜひ検討をお願いしておきたいと思います。コメントがあれば。

○東県土整備部長 油津港のような状態で、いろんな形で工事を進める中、いろんなことに配慮しなければならぬと思いますので、いただきました御意見を参考にしっかり取り組んでまいりたいと思います。

それと、建設業関係の人材の確保という非常に大事な観点で、確かに休みであるとか給与であるとか、その部分で非常に大きく、他の業種と違うということではなかなか来ていただけない。そういう意味では、私たちが行っていく公共事業の中もしっかりとそれができるような形、例えば、週休2日の取り組みをしっかりとやる、また、それに関しての設計金額のほうもしっかり反映していく、そういうことが、給与のほうに入っていくというふうに、重々私たちも感じておりますので、しっかりその辺は、今後も引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○渡辺委員長 ほかいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他報告事項についての質疑はここまでといたします。

その他で何かございますでしょうか。

○坂口委員 今のような観点から幾つか問題意識を持ってたのがあるものですから、この際、時間がちょっとあるからということでお尋ねしたいんですけれど。公共事業、将来に向けての担い手の確保とか、バランスよく県、地域に企

業を配置していきながら、災害とかそういったものに対応できるような体制をやっぱりやっていかんといかんとか、いろんな課題というか、責務というか、それを持ったこの県土整備行政なんですけれど。一つにはやっぱり会社の技術力を高めましょうとか、県内の業者さんでできるようにしましょうという工夫の一つが、特定JVだと思っんです。企業何社かが組んで、初挑戦する人もそこにしてもらって、技術をしっかりと習得してもらって。この特定JVの考え方としてですけど、本来ならやっぱりそれぞれがばらばらで競争するのが競争力が高まるからいいんだけど、それじゃあ競争に参入できる資格者を、特に県内に限ったりすると、地元優先とか考えたりするとないってことで、特定を組まれているんだと思っんですが、技術を移転をしてその目的を達成したと、そのJVで組んできた、その人たちが、また次の特定JVを組むときに、幹事会社以外でない——いわゆる1階、2階、3階という表現されますけれど、2階、3階にいることですよ。2階の中において、やっぱり幹事会社として、自分がせっかくそういった特別な制度のもとで、自分が技術をせっかく習得させてもらっても、それを県内の技術のレベルアップとか競争力の向上のために、それを行使しないという状況です。例えば、トンネルでなんですけれど、トンネルの過去10年間の特定JVでの施工実績を見てみると、3本が5社、4本が2社、5本が1社、6本が1社、7本が1社で、4本以上が5社、3本が5社で、3回ぐらい経験すれば、技術的にはもう十分大丈夫かなということですよ。

それでも、5本もとっているようなところが、やっぱり下にくっついている。そしたら、これを僕らから見ると、ここは幾ら勉強しても、やっ

ぱり1人立ちできないんだという解釈か、それとも、受注をするがために、そこにくっついてあるんだということ、だから、競争力を高めよう、あるいは技術を広げていこうという県の思惑を十分理解し切っていないんじゃないかなという解釈ができそうな気がするんです。それが、もう一つ。

やっぱりみんなにやる気のあるところで、それなりの体力のあるところには門戸を開こうという3階建ての1階部分です、一番下。ここはトンネル実績がなくても、例えば、4万立米、5万立米の土を動かしたことがあればいいよとかいうことで、上の2つが、JVの仕組み上、一番上だけが意思決定権持つんですけれど、ここの指導を受けながら技術を身につけて、ようやく2本実績を積む。でも、この人は3階にはだめだぞという排除制度になっているんです。ところが、1階、2階は、さっき言ったように、何本持ってようとしてどこでもいいですよというのは、特定JVの目的からすると、ちょっとおかしいんじゃないか。本来1社で競争力をやりながら、各社しのぎを削るのが税金相手に契約をしていく人の、基本的なスタイルです。でも、それじゃもろもろの事情があって、それに優先して特別に認めますというのがJVだから、あんたは一丁前ですよという判断をしたら、あんたはトップになって、やっぱりそういう企業としての責任は果たせということを義務づけなきゃおかしいと思うんです。俺は何ぼやっても、一丁前にこの分野ではできないんですわと言ったときには、もうあなたは遠慮してくださいって、JVというのは、そういうものじゃないんです。受注のための機会確保じゃないんです。技術移転なんですというところ、この整理ができてないんじゃないかなということです。

でないと、せっかくある程度、中堅クラスにいかうと思ったら、もうお嬢さんがいないんです、もう1ランク上に行ってから勉強しようという人が。この人はもう2本の実績がいつの間にかゼロになっていくか、もう2本実績がつけたがゆえにパートナーがいなくなるという歪なものが、実際施工実績からみると出てきてますから、その一つ検討の余地があるのかなって。そこらが、やっぱり若い技術者なんかを育てていくための一つの大きなポイントになりそうな、若者の芽を潰してそうな気がするんです。だから、そこを一つ。

それも横並びに見るときに、今どんなになっているかわからんけれど、3本やったらもう一丁前でやれるよって判断されているんなら、今度は、現場を担当する技術者の施工実績のところを、もう3本で満点をくれてないと、そこで5点にすれば、今度は何点も差が出るから、今度、そういう建前でやりながら、本当お前ら、そんなことをしたら仕事とれんぞという総合評価の方式、これも全体を1回見られる必要があるのかなって感じがしますから、これも一つお願いをしておきます。

○大坪技術企画課長 特定JVにつきましては、昨年度からいろいろ御指導もいただいているところなんですけれども、確かに、代表的なトンネル工事を見ますと、今、JVの代表構成になれる可能性のある企業が22社にふえてきたという実績もございますし、今回の佐土の谷トンネルにおきましても、JV参加の企業を見ますと、新しく代表構成に名乗りを上げた方が1社いらっしゃるというふうに、状況もちょっと変わってきたところもございます。

ですから、その辺で、複数回受注の実績ができて、代表構成にかからないという業者さん

の実態もちょっと把握してみたい、技術者の問題があるのかもしれませんが、事情もあるかもしれませんので、そこら辺はちょっと実態調べてみたいというのと。

やはり、それ以外の第2、第3の構成員の入札参加資格のその設定の考え方です。そこについても、今年度もまたトンネルの発注があるものですから、今道路建設課と協議しておりますので、勉強させていただいて検討させていただきたいと思っております。

○坂口委員 ぜひそこは、6グループなら6グループがもう、それぐらいはやっぱり欲しいよというときは、そこが育つようにして、そこまで行き切らない人たちは、途中で何らかの評価を加えてやっていくということ。それと、グループを今言った、3本以上実績の10社が、3本がもう5社で半分いるんだったら足りないわけだから、3本いれば、もう配置予定技術者は、やっぱり技術的にはもう満点もらいますよという施工実績評価をやっていかないと、そこがおのずと、もうやろうにもやれないというところになるから、ぜひお願いしたいと思います。

それから、続けていいですか。もう一つ、去年あったこれ西環状の松橋工区の解体橋梁ですけど、落札した業者が、県外業者になっているんです。そして、これは県外でも構わないんですけど、競争した結果で、問題は県外1、県内1しか入札に参加してない。何でかなと思っただけでずっと見たんですけど、この入札は参加条件つき一般競争ですから、鋼構造物工事ってなっていて、これ土木一式ってなっていないんですよ。そうすると、県内じゃもうほとんどいないって、どこということとはちょっと遠慮しますけれど、もう限られるって。県外には結構いるんですけど、ここで県外を排除し——排除と

いうとちょっとおかしいけれど、地元優先しようとするれば、総合評価にせざるを得ない。そしたら、県内からは、もう本当独占みたいにしこないから、競争力は全く失われるということは、ここは、痛しかゆしだったと思うんですけど。そうすると、県内が1社だって、結果的にこれ1対1、県外、県内1しか来なかったから勝算は五分五分ですけど、価格も1,000円差でしょう。ということは、もう物すごい精度の高い積算が業者ができるから、ほぼ同じ札で来るって見ていい。そうすると、確率の問題で、県外業者よりもせめて県内の業者さんのほうが数が多くないと、確率的には県外が多かったら県外が有利になるというふうなことかな。だから、これ本当に解体で、鋼構造物の施工実績を持ってて、スパンが60メートル以上でとか、仮設はだめですよとか。だから、そんな条件をつけなきゃ解体というのはできないのかなって、どこに心配があるのかなって、それぐらいまで競争力を排除するだけの、それに優先すべき事情が、この条件つきの条件の中にあるのかなって。仮橋や耐震補強もだめ、橋梁維持補修などはだめとかです。ちょっとこれはもう大変やなと思うのが、スパンが60メートル以上って、なかなかないですもんね。これから、そういうのが出ていくわけですし、ここにも、じゃあ技術導入はどうしてもといえば、JVの考え方が出てきていいんじゃないかなと思ったりというのが一つ。

なぜこんなことをいうかということ、今年度から、29番目の工種で解体というのが専門業種として見られた。だから、これ今後どうやって出していくかだけれど、やっぱり一般土木として出さずに、解体工事として出していくことになるのかなってということ。だから、この分野での

解体に対しての、そういったものの専門業者を県内でどうこさえていくかというのに、これ納税者とか利用者側の立場から考えても、もうちょっとやっぱり条件は緩和して県内にやっただって、何ら品質的にも安全的にも心配はないんじゃないかなということ。それをやっていって、専門工種になったからには、まずはランクを決めてやる、これ民間工事でも実績があればいいわけでもんね、解体全体で見ると、橋梁は別ですけど。そういったことで、ランク、それから、場合によって、このメタルにしても、RCなのかSRCなのか、Sなのかっていう区分分けとか、1,000平米なのか3,000平米なのかとか、そういったものの専門工種になったからには、ここにも検討を加えていって、そして、県内の人たちでしっかり競争もやりながら仕事もできるっていう条件を整えていくためには、この条件のあり方と発注の仕方に総合評価もやっぱり導入できるんじゃないかなと思ったり、すべきじゃないかなというのが1つあるんですけど。何か注文ばかり言いますけれど、検討してほしいなというのが一つあります。

もう一つは、今度は営繕方の解体なんですけれども、県病院も今後解体になっていくわけですが、営繕の入札結果を見ると、もう50も60も参加してきて、30も40も最低制限価格割れとかで失格しているんです。これも何年か前から改善してもらって、例えば、見積もりしたものについては、見積額を公表したりして、参考資料として設計図書の中に表示されているんですけど、それでも、そんなに積算が合わないというのは、僕は幾つか原因があると思うんです。一つは、業者さんの積算能力が余りにもないということ、そして、もう一つには、かなり情報開示されだしたですけども、さっき言ったよう

な5億も6億もの仕事で1,000人ぐらいしか使わないという一般土木に比べるとかなり差があるというのは、やっぱり情報開示しているものが少ないって。それは、積算基準のための基礎的なもの、歩掛かりだったり、工事積算、それから、見積もりは出しておられるからあと何でしょう。幾つかやっぱり条件が出てきてないものがあるんじゃないかなって気がするんです。でないと、やっぱり、そんなに今の業者の勉強の度合いとか、そういったもので、半数以上がどぼんしてしまうなんていったら、本当に示した予定価格が正しいのかよ、どうなのかよというのが一つ。

それから、開示できる情報というのは、ことごとく開示していかないと。そこで悪い意味じゃないんですけれど、見積もりは改善されたから見積もりでいいますと、見積もりをとって、それを非開示にしていた時分は、その見積もり業者さんと近い関係にある民間あたりは、参考数値として、そこを引き出したって、これは何ら問題ないわけですから、そうすると、物すごく有利な立場になってくる。だから、過去振り返ってみて精査されると見えてくるかもわからんですけれども、あるときはびったしかんかんで連続して落札しているけれど、あるときは、もうはるかオーバーしたり、あの差が倍ぐらいありますから、低い数字と高い数字が。とんでもないところいくよというのは、今度は、そこでそのとき見積もりをどこからとったかなというのを調べてみると、ここから見積もりとったときは、この業者は本当精度の高い積算するよなって、違うところのときは倍ぐらい書いているよなっていうのが見えてくるのか。だから、やっぱり今後積算のあり方、予定価格のつくり方と、今度は、それを業者さんに積算させるときの情

報の出し方というのをもっとやっていかないと、やっぱりまだ大分努力価値があるんじゃないかなという気がしますね。大分差があります。

具体的には、2つぐらい調べておったけれど、28年度の知事部局で出されたのに、56社応札して、31社が失格ですもんね。警察の29年の発注物件では48社参加して、39社が失格ですもんね。今時こんな積算なんていうのは、余り考えられない。だから、そこは二通り、さっき言ったように、情報が足りな過ぎるのと、不確定過ぎるのと、もう一つは、誰でもいいですよという、その参加資格。ここらはやっぱり工夫していく必要があるような気がします。これはもう全て要望でいいですけど、ぜひ検討していつてほしい。

○**渡辺委員長** 今、前段と後段とありましたが、もし何か御答弁ありましたら、よろしいですか。

○**東県土整備部長** 今度解体業がたしか入るといことで、解体の世界、やはりいろんな技術の向上とか進んでおるようでございます。その辺で私たちもしっかり勉強していかなければならないと思ってますし、それに対する積算というの、ある意味、見積もりがやっぱり非常に多くなってくる。じゃあその見積もり単価をちゃんと出す、私どもは基本的には、単価とかそういうのをしっかり出して、あとはそれぞれ参加される方がしっかり積算してもらって、入札してもらおうという形をとってます。その中でまだまだ足りない部分があるようであれば、その辺はまた改善はしていく必要があるなと思います。今、おっしゃっていただいたいろんな意見も踏まえて、しっかり整理をしながら、取り組んでまいりたいと思います。

○**坂口委員** 経費と歩掛かりかなと思うんですけど、出すと精度が高まる。

○**渡辺委員長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、以上をもって、県土整備部の審議を終了いたします。執行部の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時25分休憩

午後2時27分再開

○**渡辺委員長** 委員会を再開します。

本日の審議内容を踏まえて何か、御意見がありましたら。特にございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、次に採決についてですが、委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、あす22日に行いたいと思います。開会時間は午後1時30分といたしたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、本日の委員会を終了いたします。

午後2時28分散会

平成29年6月22日(木曜日)

午後1時32分再開

出席委員(8人)

委員	長	渡辺	創
副委員	長	島田	俊光
委員		坂口	博美
委員		星原	透
委員		外山	衛
委員		黒木	正一
委員		満行	潤一
委員		重松	幸次郎

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保	耕史
議事課主査	弓削	知宏

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め御意見がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、ないようですので、これより議案の採決を行います。採決についてですが、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号及び第7号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容につきまして御意見がありましたらお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時33分休憩

午後1時35分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、今御説明したことを中心に正副委員長に御一任をいただくというところで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 わかりました。それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りをしたいと思います。商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会についてであります。今年度は7月21日金曜日に開催を予定しております。当同盟会は、当委員会が主体となって活動を行っており、昨年の総会以降の経過を中心に委員長が報告を行うことになっております。この報告につきましては、お手元に配付の委員長報告骨子案をもとに行いたいというふうに思いますが、ごらんをいただきまして、特に御意見等ございません

でしょうか。スタイルとしては、例年のものと同じかというふうに思いますけれども。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、総会における委員長報告につきましては、詳細については、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

なお、総会当日は、午前11時から総会における委員長報告を協議するための全員協議会、午後1時30分から基調講演、午後2時10分から総会となっておりますので、御出席のほどよろしくお願いいたします。

次に、閉会中の委員会審査についてであります。

7月は高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の2日前、19日に総会における委員長報告について協議を行いますので、よろしくお願いいたします。

次に、県外調査についてであります。

暫時休憩をいたします。

午後1時37分休憩

午後1時39分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

県外調査につきましては、8月29日火曜日から31日木曜日にかけてということになっておりますので、詳細については、正副委員長に御一任をいただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、具体的な行程等につきましては、後日改めて御連絡をいたしますので、よろしくお願いいたします。

その他、何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後1時39分閉会